

中央防災会議
「首都直下地震避難対策等専門調査会」
(第7回)

避難者に係る市区町村等の対策現況
(アンケート結果)と課題について
〔量的な課題に関する事項〕

平成19年7月24日
内閣府(防災担当)

本資料は、市区町村照会・確認を踏まえ、第6回専門調査会（平成19年5月23日開催）の資料2-1「避難者に係る市区町村等の対策現況(アンケート結果)と課題について〔量的な課題に関する事項の抜粋〕」に修正を加えたものである。

目 次

1. 市区町村・都県への照会の対象等	1
1.1 本照会の対象等	1
1.2 本照会における用語の定義	1
2. 市区町村への照会結果（避難所における避難者収容力の不足の現状について）	2
3. 市区町村・都県への照会結果（避難所及び応急住宅の供給について）	12
3.1 避難所生活者数の早期低減	12
3.1.1 応急危険度判定による従前住宅の利用促進	12
3.1.2 帰省・疎開の奨励・あっせん	18
3.2 避難所以外の既存施設の活用による供給拡大	20
3.2.1 公的施設・民間施設の活用	20
3.2.2 ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用	20
3.3 屋外避難への支援	30
3.3.1 屋外でのテント等の活用	30
3.4 避難所不足地域から他地域への避難者の移動	36
3.4.1 近隣地域の避難所の利用	36
3.5 応急住宅需要の低減	40
3.5.1 応急修理等による従前住宅への復帰	40
3.6 応急住宅の早期供給	46
3.6.1 公的な空き家・空き室の活用（公営住宅等）	46
3.6.2 民間の空き家・空き室の活用（民間賃貸住宅等）	52
3.6.3 応急仮設住宅の早期提供	56
4. まとめ	65
4.1 避難所生活期	65
4.2 応急住宅生活期	66

1. 市区町村・都県への照会の対象等

1.1 本照会の対象等

避難者に係る対策の現況と課題等の把握を目的として、首都直下地震の影響を受け
る可能性の高い1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の全市区町村及び茨
城県南部の25市町村を対象に、避難者対策に関する照会を行った。この他、1都4
県に対しても一部事項に関して照会を行った。

対象市区町村・都県の全てから回答を得た。

実施期間：平成19年1月31日～2月28日

表 1-1 調査対象市区町村数

調査対象都県	調査対象市区町村数
茨城県南部	25
埼玉県	71
千葉県	56
東京都	62
神奈川県	33
1都4県計	247

市区町村だけでなく1都4県についても調査

1.2 本照会における用語の定義

(定義) 避難所の区分

地域防災計画等において、まずは市区町村立の小中学校を指定避難所と位置
付け、それで不足する場合に、都県立学校等公共施設や協定を結んだ民間施設
を開設することとなっているところが多いと考えられる。

また、災害時要援護者に対しては別に社会福祉施設等を二次避難所（福祉避
難所）として指定しているところが多く、本調査では、次表のような避難所区
分により避難所の収容能力等を把握した。

表 1-2 本調査における避難所区分の定義

避難所の区分	内容
一次避難所	一般被災者の避難所 市区町村立小中学校等、まずは優先的に収容す る避難所 及び 都県立学校等公共施設あるいは民間施設等、 で収容しきれなかった場合の避難所〔避難所活 用について協定等を締結〕
二次避難所（福祉避難所）	社会福祉施設等、災害時要援護者のための避難所

注)上記のとおり一次避難所には都県立学校等公共施設あるいは民間施設等も含ま
れるが、市区町村によっては現況を把握していない等の理由により、それらを含
んだ数値等を回答していない場合がある。

2. 市区町村への照会結果（避難所における避難者収容力の不足の現状について）

（1）市区町村照会結果から把握・確認した事項

1.(1) 避難者収容可能人数

貴市区町村として避難者収容の前提としている予定収容人員をご記入下さい。

避難者収容可能人数（市区	一次避難所	（人）
町村合計値）	二次避難所	（人）

1 都 4 県の避難者収容可能人数

・1 都 4 県全体の避難者収容可能人数は、一次避難所で約 909 万人、二次避難所で約 34 万人である。

(参考) 中央防災会議による東京湾北部地震 (M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース) における避難所生活者数は 1 都 4 県合計で約 460 万人 (発災 1 日後)

表 2-1 避難者収容可能人数

	一次避難所 収容可能人数 (千人)	二次避難所 収容可能人数 (千人)
茨城県南部	603	57
埼玉県	1,978	69
千葉県	1,842	58
東京都区部	1,946	88
東京都多摩	966	42
東京都島嶼部	57	2
神奈川県	1,693	20
1都4県の合計	9,085	337

四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

注) 一次避難所に関する照会結果では、避難者収容可能面積は答えられるものの、収容可能人数は不明と回答した市区町村がいくつかある。ここでは、一次避難所の避難者収容可能面積と避難者収容可能人数の両方がわかっている市区町村のデータをもとに、都県・地域別に、(避難者収容可能面積/避難者収容可能人数)の平均的な割合を求め、各市区町村の避難者収容可能面積をそれで割ることで、避難者収容可能人数が不明な市区町村における避難者収容可能人数を推定。

東京都における一次避難所の避難者収容力 (東京湾北部地震)

・東京湾北部地震の場合¹、一次避難所における収容力は、東京都区部の自区内避難に対して約 56 万人分不足し、都区部内での広域避難を考えても約 44 万人分不足する (特に、葛飾区をはじめとする区部東部、南部を中心に不足)。なお、東京都全体にわたる広域避難が可能であれば充足する。

1 東京湾北部地震 (M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース) における 1 日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数 (照会結果) を基に過不足を計算

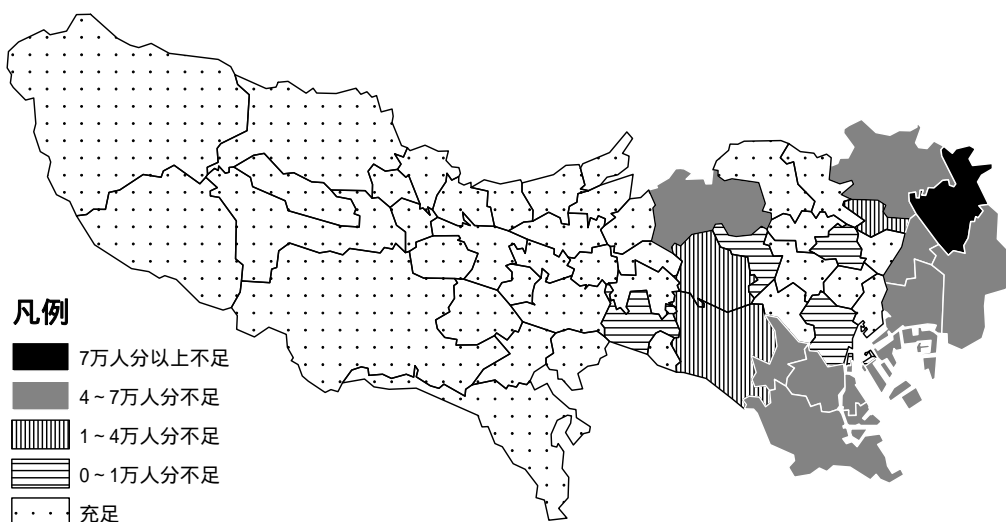


図 2-1 東京都の区市町村別の一次避難所収容数の不足状況 (東京湾北部地震、M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース)

(避難所への避難者数は、「首都直下地震による東京の被害想定」(東京都、平成 18 年 3 月)、避難所収容数は今回の照会結果によるもの。)

東京都における一次避難所の避難者収容力（プレート境界多摩地震）

- ・プレート境界多摩地震の場合²、一次避難所における収容力は、東京都区部の自区内避難に対して約18万人分不足する（東京湾北部地震と同様の傾向であるが、区部での不足度合いは比較的小さい）が、区部全体にわたる広域避難が可能であれば充足する。
- ・また、多摩の場合、自市町村内避難に対しては約1.5万人分不足するが、多摩全体にわたる広域避難が可能であれば充足する。

2 プレート境界多摩地震（M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース）における1日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数（照会結果）を基に過不足を計算

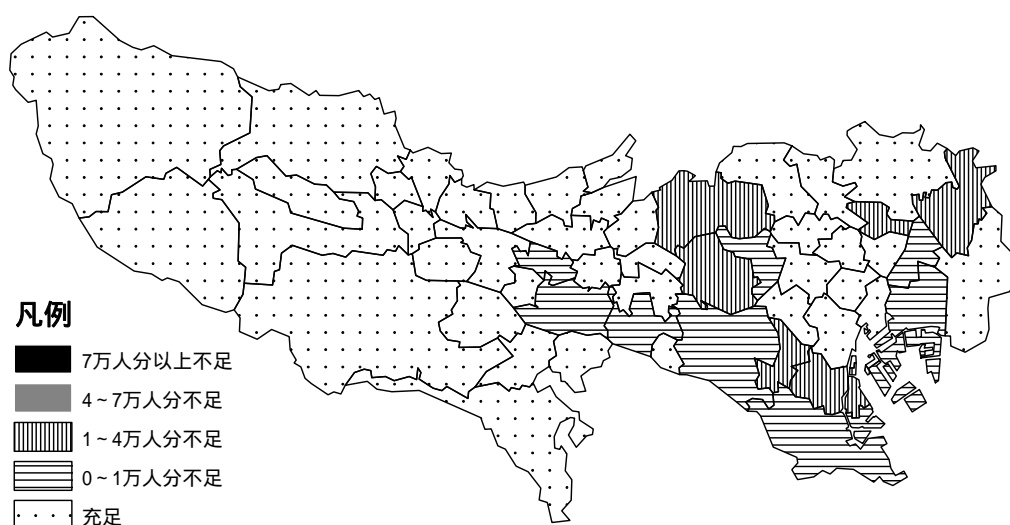


図 2-2 東京都の区市町村別の一次避難所収容数の不足状況
（プレート境界多摩地震、M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース）

（避難所への避難者数は、「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都、平成18年3月）、避難所収容数は今回の照会結果によるもの。）

1.(1) 避難所面積

1) 避難所に指定した建物の延床面積

避難所に指定した建物の延床面積をご記入下さい。(もし、例えば、校舎の一部を避難所に指定している場合は、校舎全体の延床面積ではなく、校舎のうち避難スペースに指定している区画の延床面積をご記入下さい。)

避難所建物延床面積(市区町村合計値)	一次避難所	(m ²)
	二次避難所	(m ²)

2) 避難者を収容可能な部分の延床面積

1)の避難所に指定した建物の延床面積のうち、階段や玄関等を除き、実質的に避難者を収容可能な部分の延床面積をご記入下さい。体育館や一部教室等、地域防災計画等の避難計画での避難所指定の考え方に沿って、できるだけ最新データとして下さい。

避難者収容延床面積(市区町村合計値)	一次避難所	(m ²)
	二次避難所	(m ²)

避難者1人当たりの避難所収容面積

・避難所における1人あたりの収容面積は、1.57～2.93 m²/人である。

(参考) 阪神・淡路大震災における地震発生直後の1人あたり占有面積は1.0～1.7 m²/人が最も多く、1人1畳以下であり、身を横たえ休息をとるのも困難な状況であった。

表 2-2 一次避難所における避難者収容可能人数と避難者1人当たり収容面積

	一次避難所 収容可能人数(千人)		一次避難所 1箇所当たり収容 人数(人)	一次避難所 1人当たり収容 面積(m ²)
茨城県南部	603	茨城県南部	816	1.95
埼玉県	1,978	埼玉県	801	2.93
千葉県	1,842	千葉県	824	2.78
東京都区部	1,946	東京都区部	1,204	1.69
東京都多摩	966	東京都多摩	1,019	1.57
東京都島嶼部	57	東京都島嶼部	544	1.78
神奈川県	1,693	神奈川県	953	2.65
1都4県の合計	9,085	1都4県の平均	920	2.30

四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

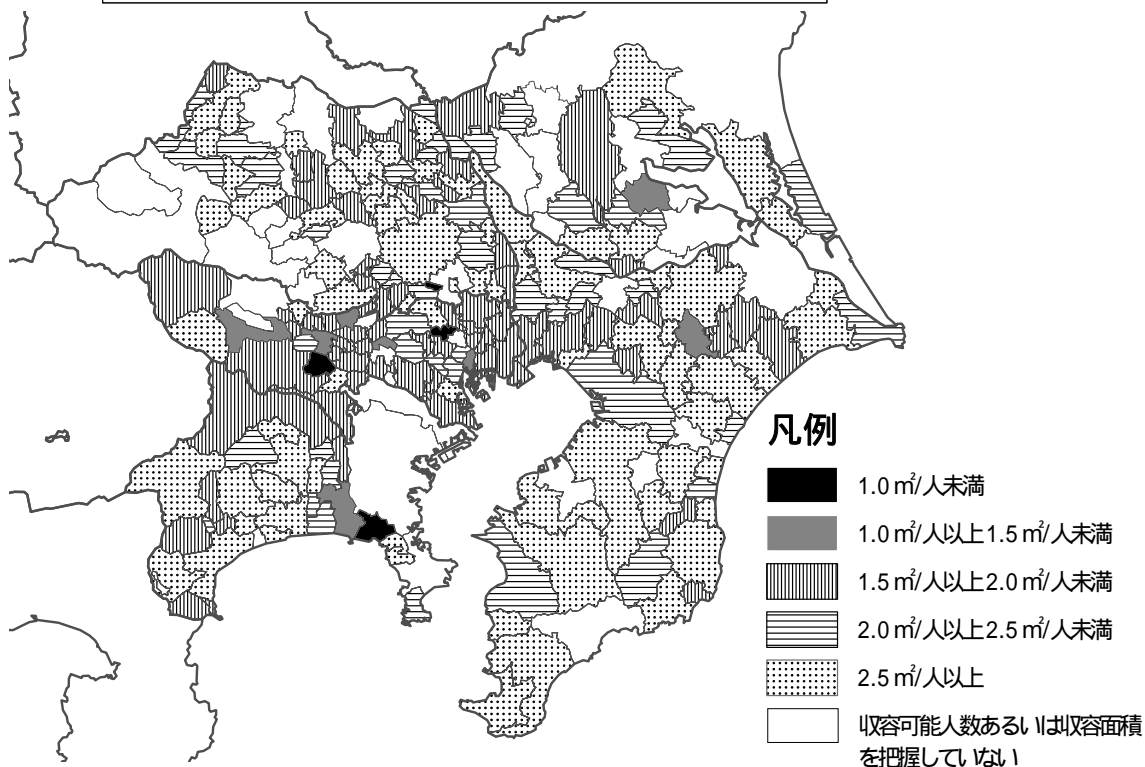
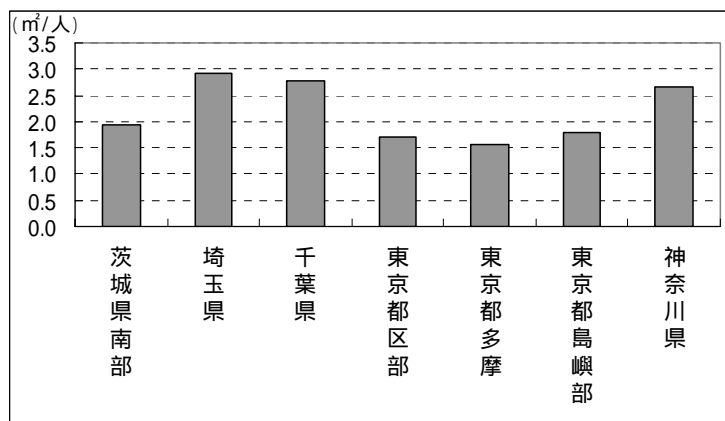


図 2-3 一次避難所における避難者1人当たり収容面積

1.(1) 耐震化状況

避難所の耐震化状況について、以下の点にご留意の上、ご回答下さい。

- ・耐震基準の区分は以下のとおり表記しています。
 旧耐震基準の建物：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された建物
 新耐震基準の建物：昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けて建築された建物
- ・一つの避難所において複数の施設がある場合（例えば、体育館と、校舎の一部教室が避難所として指定されている場合）それぞれカウントして下さい。
- ・なお、例えば、建物の半分だけ耐震改修・補強しているという場合は、その建物は「耐震改修・補強していない」として考慮して下さい。

《一次避難所》

旧耐震基準の 避難所	耐震診断未実施（耐震性不明を含む）	棟
	耐震性がなく未改修のもの	棟
	耐震性あり（改修済みを含む）	棟
新耐震基準の避難所		棟
合計（＝一次避難所の施設数総計）		棟

《二次避難所》

旧耐震基準の 避難所	耐震診断未実施（耐震性不明を含む）	棟
	耐震性がなく未改修のもの	棟
	耐震性あり（改修済みを含む）	棟
新耐震基準の避難所		棟
合計（＝二次避難所の施設数総計）		棟

避難所の耐震化の状況

- 耐震性のある一次避難所の割合は、神奈川県で 81%、東京都区部で 73%、その他は 5 割前後である。東京湾北部地震で震度 6 強が発生する東京都区部などでは、耐震性のない避難所を中心に被害が発生する可能性があり、避難所収容力がさらに不足するおそれがある。

表 2-3 一次避難所の耐震化の状況

	旧耐震基準の避難所			新耐震基準の避難所[D]	耐震性のある避難所の割合 [(C+D)/(A+B+C+D)]
	耐震診断未実施(耐震性不明を含む)[A]	耐震性がなく未改修のもの[B]	耐震性あり(改修済みを含む)[C]		
茨城県南部	43%	12%	10%	35%	46%
埼玉県	23%	29%	17%	31%	48%
千葉県	22%	28%	15%	34%	49%
東京都区部	3%	25%	50%	23%	73%
東京都多摩	21%	27%	27%	25%	52%
東京都島嶼部	25%	4%	15%	56%	71%
神奈川県	8%	12%	51%	30%	81%
1都4県の合計	18%	23%	29%	30%	59%

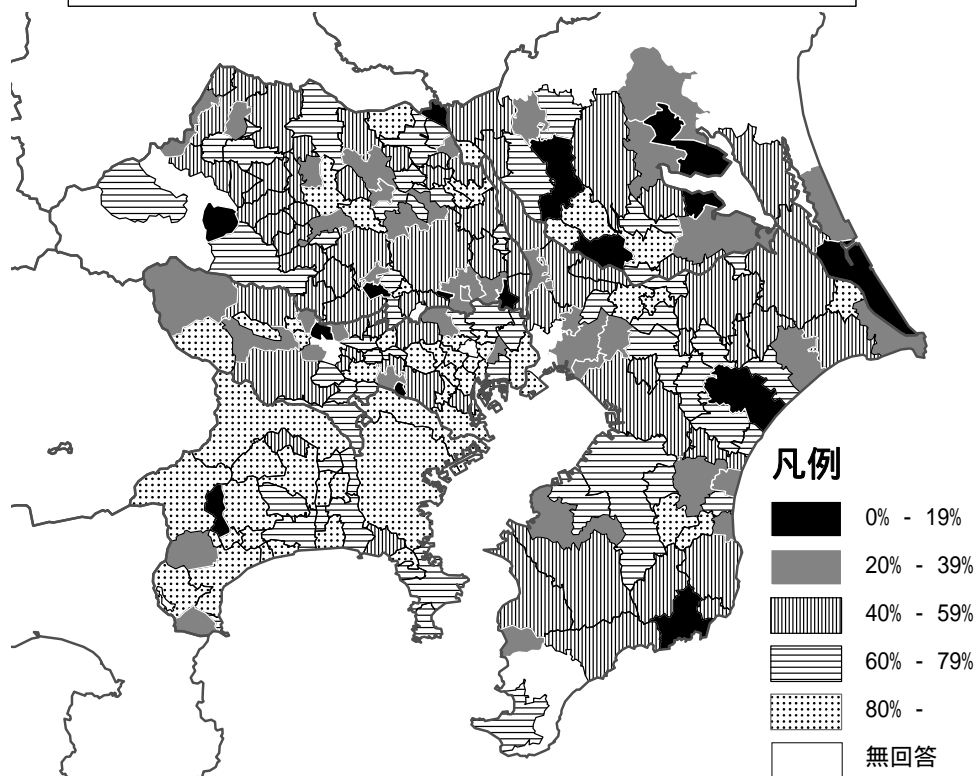
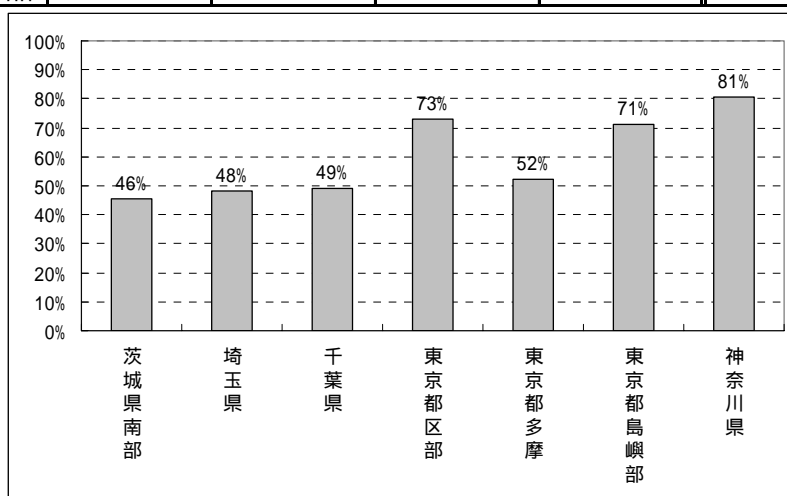


図 2-4 耐震性のある一次避難所の割合
(耐震性のある避難所の割合 = [(C+D)/(A+B+C+D)])

避難所の耐震化状況を考慮した場合の1都4県の避難者収容可能人数

・耐震性のない避難所は、震災時には避難所としての機能が低下する可能性があり、耐震化状況を考慮した1都4県全体の一次避難所の避難者収容可能人数は、東京湾北部地震（M7.3）の場合で約896万人、プレート境界多摩地震（M7.3）の場合で約902万人となる（なお、一次避難所がすべて活用できた場合の収容可能人数は約909万人）。

表 2-4 一次避難所における避難者収容可能人数
（避難所の耐震化状況を考慮した場合）

	一次避難所収容可能人数(千人)	
	東京湾北部地震の場合	プレート境界多摩地震の場合
茨城県南部	603	603
埼玉県	1,954	1,958
千葉県	1,806	1,842
東京都区部	1,896	1,924
東京都多摩	956	946
東京都島嶼部	57	57
神奈川県	1,685	1,687
1都4県の合計	8,959	9,017

四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

避難所の耐震化状況を考慮した場合の東京都における一次避難所の避難者収容力（東京湾北部地震）

・東京湾北部地震の場合¹、一次避難所の耐震化状況を考慮した避難者収容力は、東京都区部の自区内避難に対して約60万人分不足し、都区部内での広域避難を考えても約49万人分不足する。なお、多摩地域を含めた広域避難が可能であれば充足する。

1 東京湾北部地震（M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース）における1日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数（照会結果）を基に過不足を計算

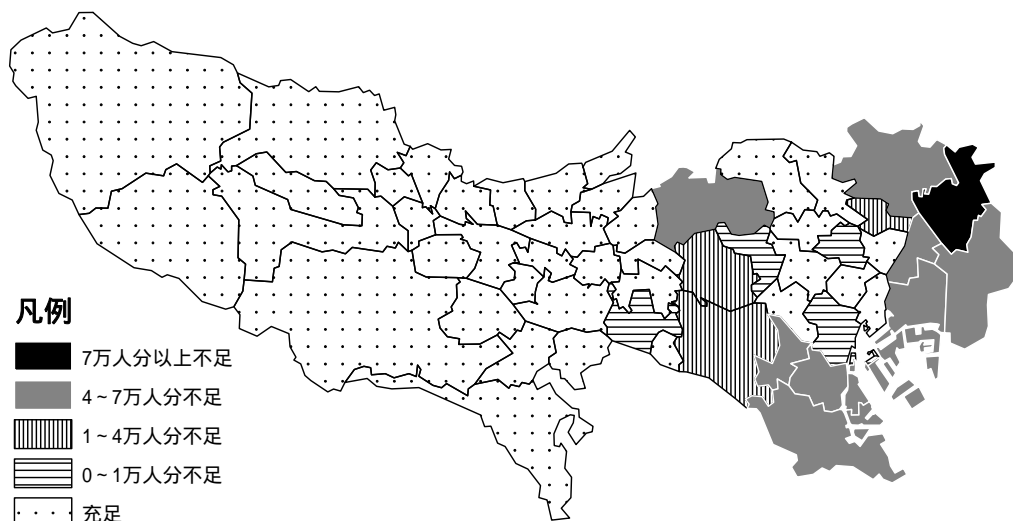


図 2-5 東京都の区市町村別の一次避難所収容数の不足状況
（東京湾北部地震、M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース）
[避難所の耐震化状況を考慮した場合]

（避難所生活者数は「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都、平成18年3月）による。）

避難所の耐震化状況を考慮した場合の東京都における一次避難所の避難者収容力（プレート境界多摩地震）

- ・プレート境界多摩地震の場合²、一次避難所の耐震化状況を考慮した東京都区部における避難者収容力は、自区内避難に対しては約19万人分不足するが、区部内での広域避難が可能であれば充足する。
- ・また、多摩の場合、自市町村内避難に対しては約1.6万人分不足するが、近隣市町村への避難が可能であれば充足する。

2 プレート境界多摩地震（M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース）における1日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数（照会結果）を基に過不足を計算

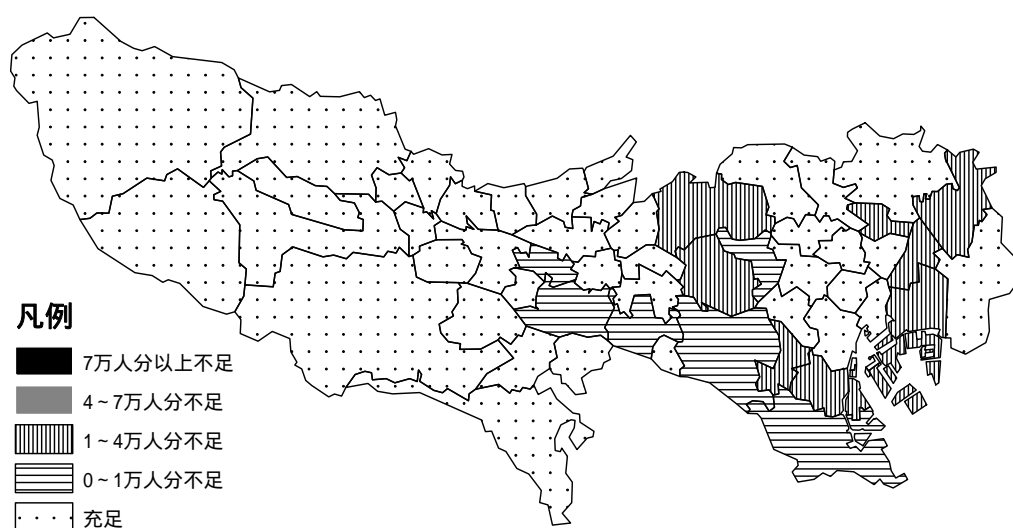


図 2-6 東京都の区市町村別の一次避難所収容数の不足状況
（プレート境界多摩地震、M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース）
[避難所の耐震化状況を考慮した場合]

（避難所生活者数は、「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都、平成18年3月）による。）

（避難者収容力の不足量の算出の考え方）

各区市町村における一次避難所の避難者収容力の不足数

$$= \text{区市町村別の避難所生活者数}^3 - \text{区市町村別の一次避難所の避難者収容可能人数}^4$$

3：東京湾北部地震あるいはプレート境界多摩地震（M7.3、冬18時、風速15m/s）における発災1日後の避難所生活者数（「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都、平成18年3月）より）

4：耐震化されていない避難所の全半壊率を区市町村平均震度が震度6強の場合20%、震度6弱の場合5%とし、 $\{1 - (\text{耐震化されていない建物の全半壊率}) \times (1 - \text{照会結果に基づく耐震化率})\} \times (\text{照会結果による避難所収容可能人数})$ により算出。なお、耐震化状況について回答のなかった区市についてはそれぞれ区部、多摩の平均的な耐震化率を用いている。また、避難所は基本的に非木造建物であり、グラウンドなどの空地もあることから、延焼火災による焼失は無視できるものとした。

3. 市区町村・都県への照会結果（避難所及び応急住宅の供給について）

3.1 避難所生活者数の早期低減

3.1.1 応急危険度判定による従前住宅の利用促進

（1）これまでの専門調査会で提示された課題

判定士の早期大量確保の限界

- ・ 余震等による二次災害が心配であり、応急危険度判定が迅速に実施されなければ、従前住宅への継続的な居住や、早期復帰が難しくなる。
- ・ 多くの判定士が全国から駆けつけられる場合においても、宿泊場所、判定場所への交通手段などのロジスティクスが大きな問題となり、判定士の円滑な活動が確保できない可能性が高い。

（2）市区町村照会結果から把握・確認した事項

9. 応急危険度判定の取組み

避難所等への避難者数の増大を避けるためにも、被害が軽微で、応急危険度判定の結果、二次災害の危険性がないと判定され、ライフライン機能もある程度維持されている住まいにおいてはできるだけ住み続けてもらうことが必要となります。この応急危険度判定についてどのような取組みを計画していますか。該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい。

	回答欄
1. 被害想定等を参考にどれくらいの建築物を判定する必要があるかの需要量をあらかじめ想定している。	
2. 応急危険度判定員の具体的な派遣計画を検討している。	
3. 応急危険度判定に係るマニュアル等を作成している。	
4. 住民に対して応急危険度判定の意味などについて普及啓発するための資料などを作成して配布している。	
5. その他（ ）	

応急危険度判定の需要量想定の実施状況

・応急危険度判定すべき建物の需要量が把握されているのは、東京都区部で 26% であるが、その他は 2 割以下である。

(参考) 応急危険度判定の対象棟数は約 115 万棟にも上ると想定される (第 4 回専門調査会資料より)

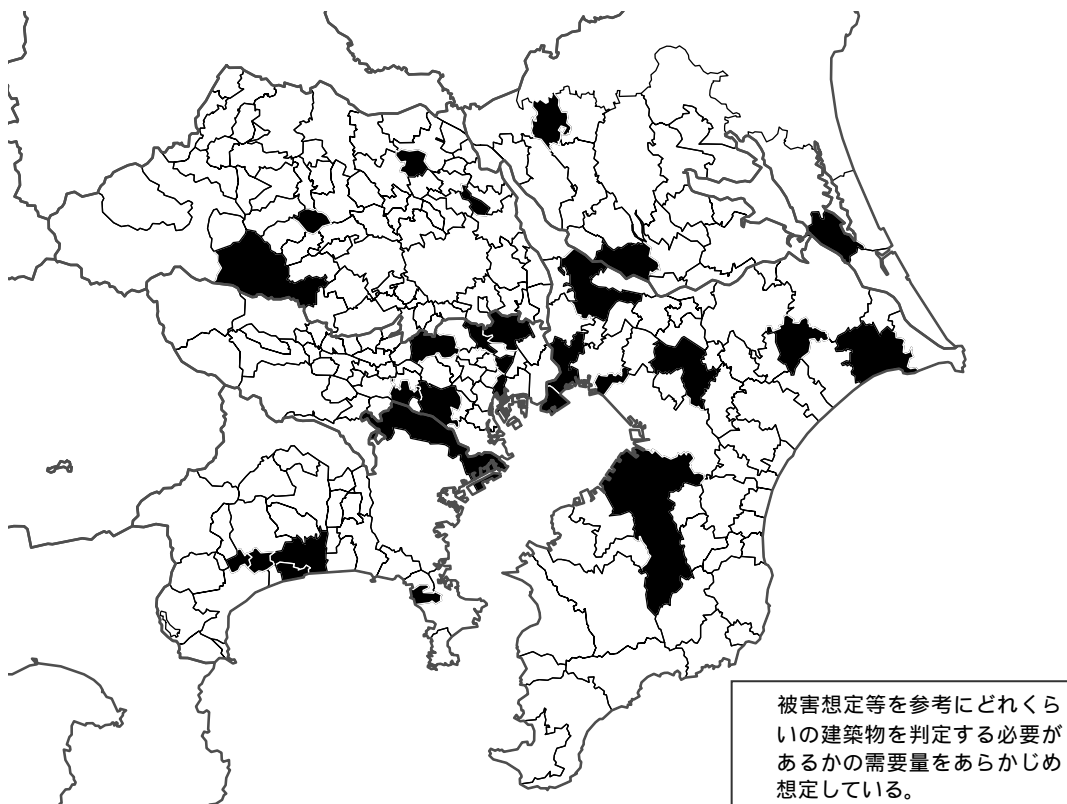
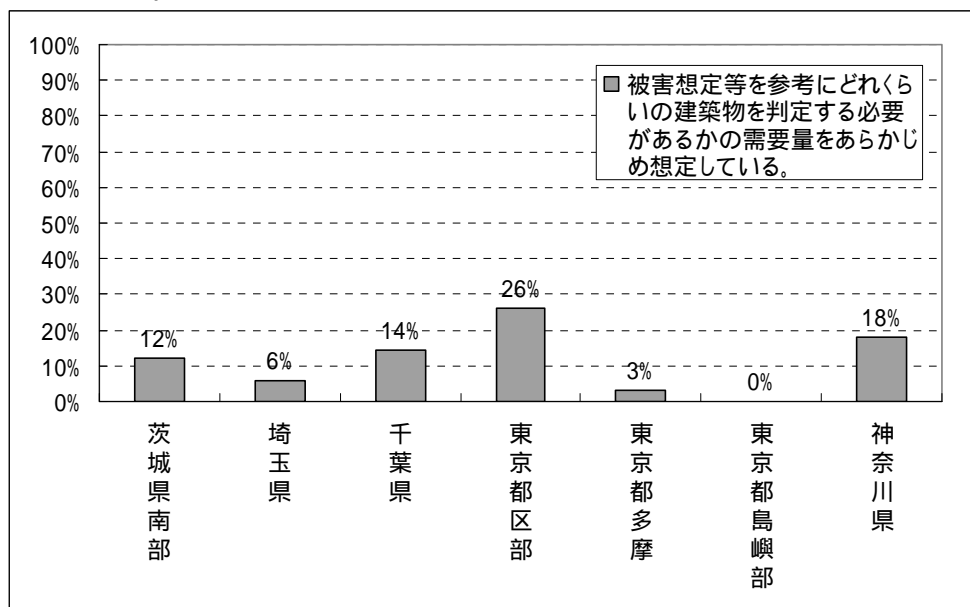


図 3-1 応急危険度判定に関する取組み状況

～ 応急危険度判定の需要量の想定 ～

応急危険度判定士の派遣受入計画の検討状況

・応急危険度判定士の円滑な活動の前提となる具体的な派遣受入計画を検討しているのは、神奈川県で55%、東京都区部で39%、その他は2割以下である。

(参考) 応急危険度判定にかかる日数は約1ヶ月にも上ると想定される(第4回専門調査会資料より)

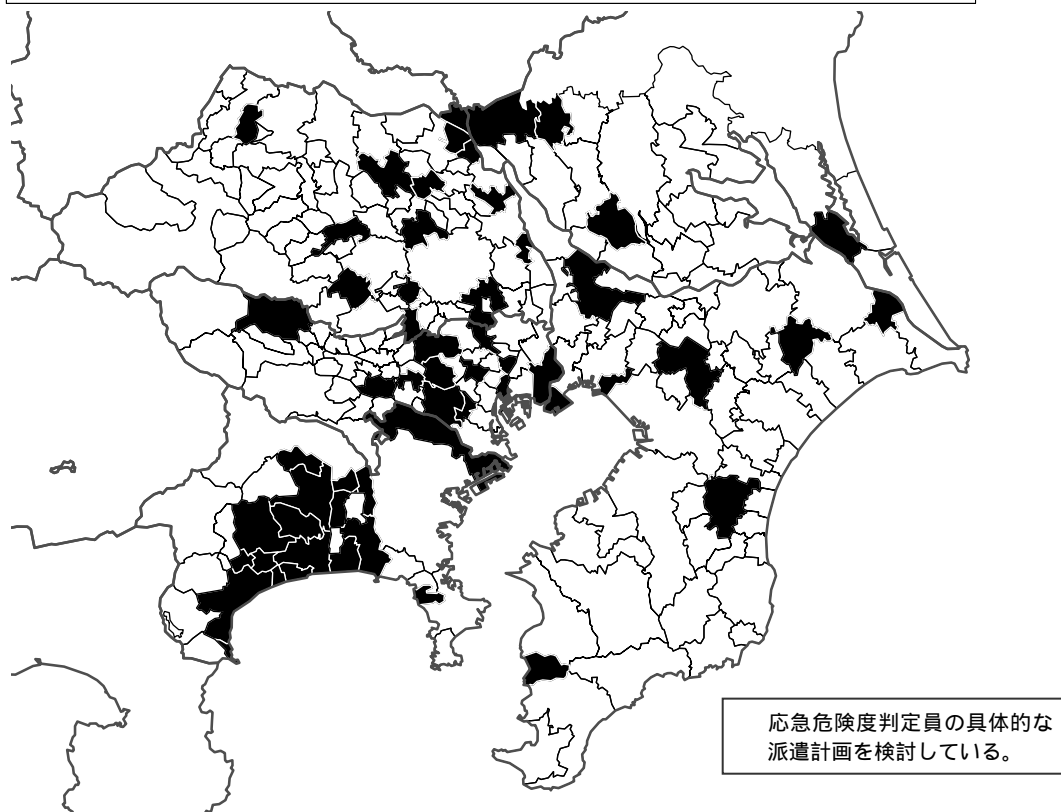
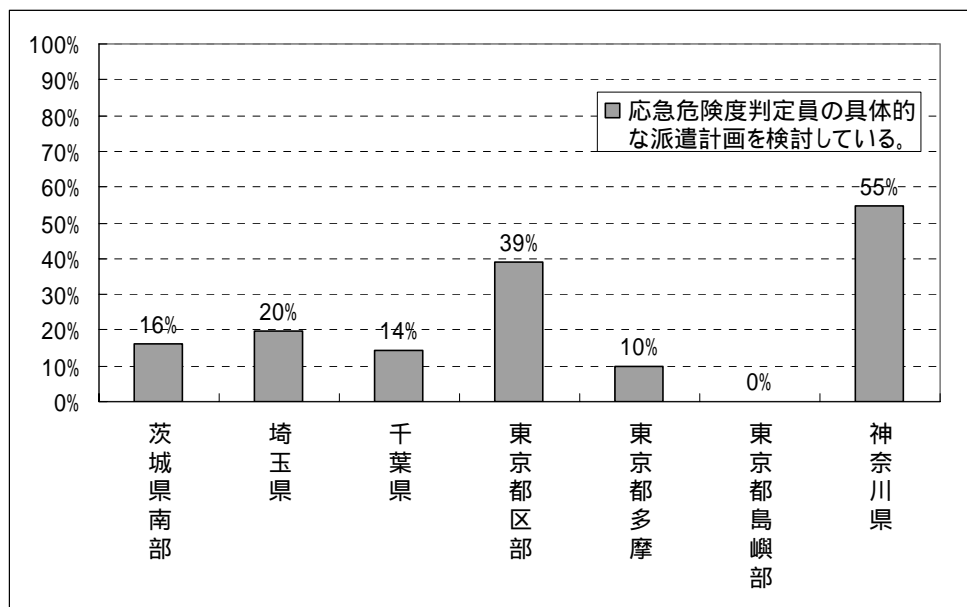


図 3-2 応急危険度判定に関する取組み状況
～ 応急危険度判定士の派遣受入計画の検討～

応急危険度判定マニュアル等の作成状況

・ 応急危険度判定士の円滑な活動の前提となるマニュアル等を作成しているのは、東京都区部で 74%、神奈川県で 42%、東京都多摩で 23%、その他は 2 割以下である。

(参考) 応急危険度判定にかかる日数は約 1 ヶ月にも上ると想定される (第 4 回専門調査会資料より)

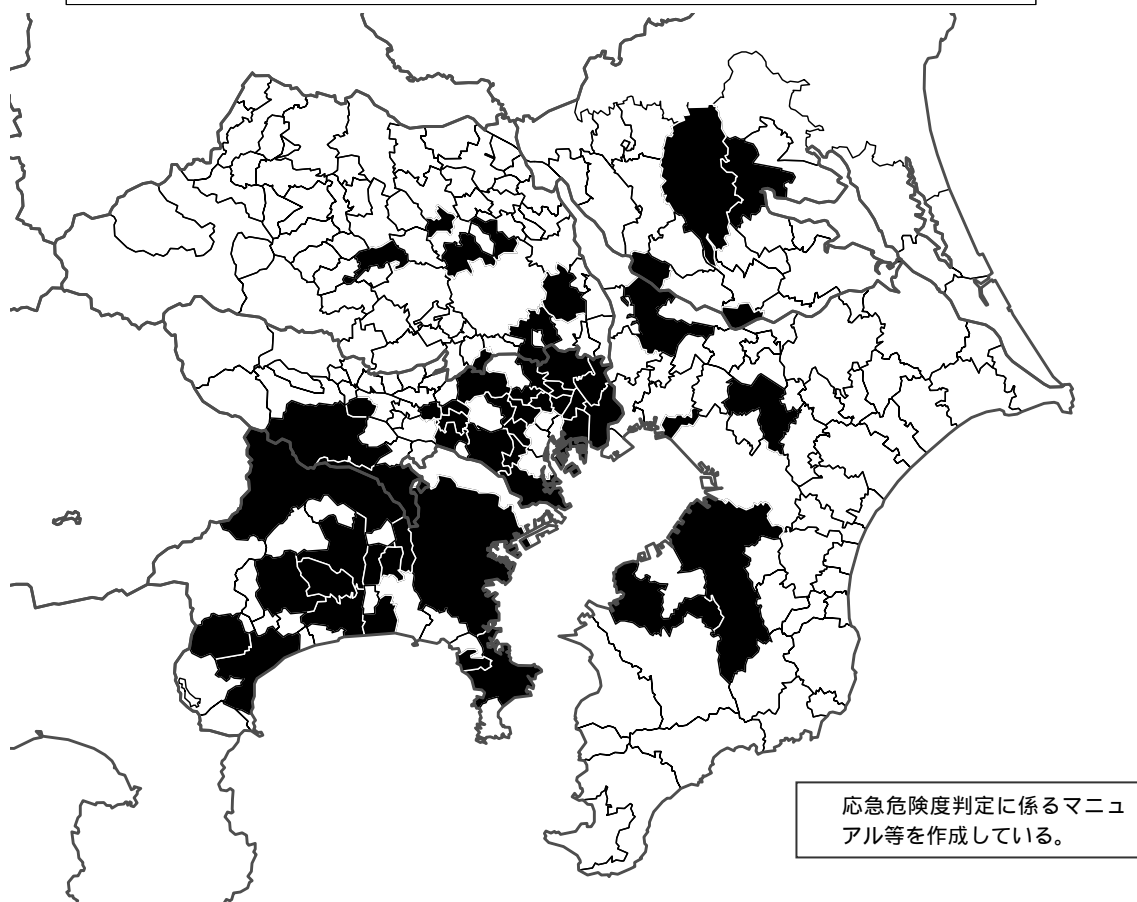
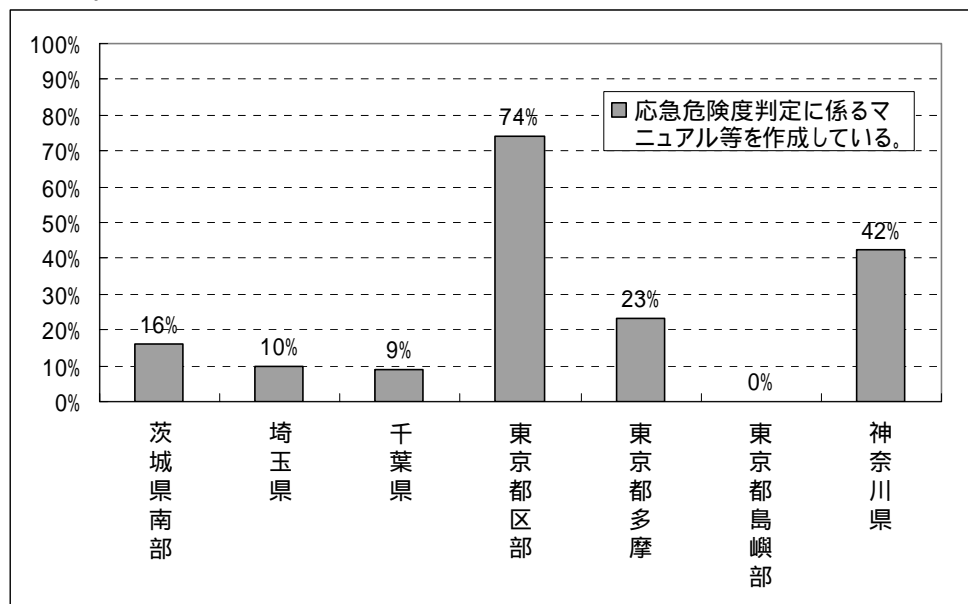


図 3-3 応急危険度判定に関する取組み状況
～ 応急危険度判定マニュアル等の作成～

応急危険度判定に関する住民への普及啓発資料の作成・配布状況

・ 応急危険度判定に関する住民への普及啓発資料を作成して配布しているのは、東京都区部で 17%、神奈川県で 12%、その他は数%程度である。

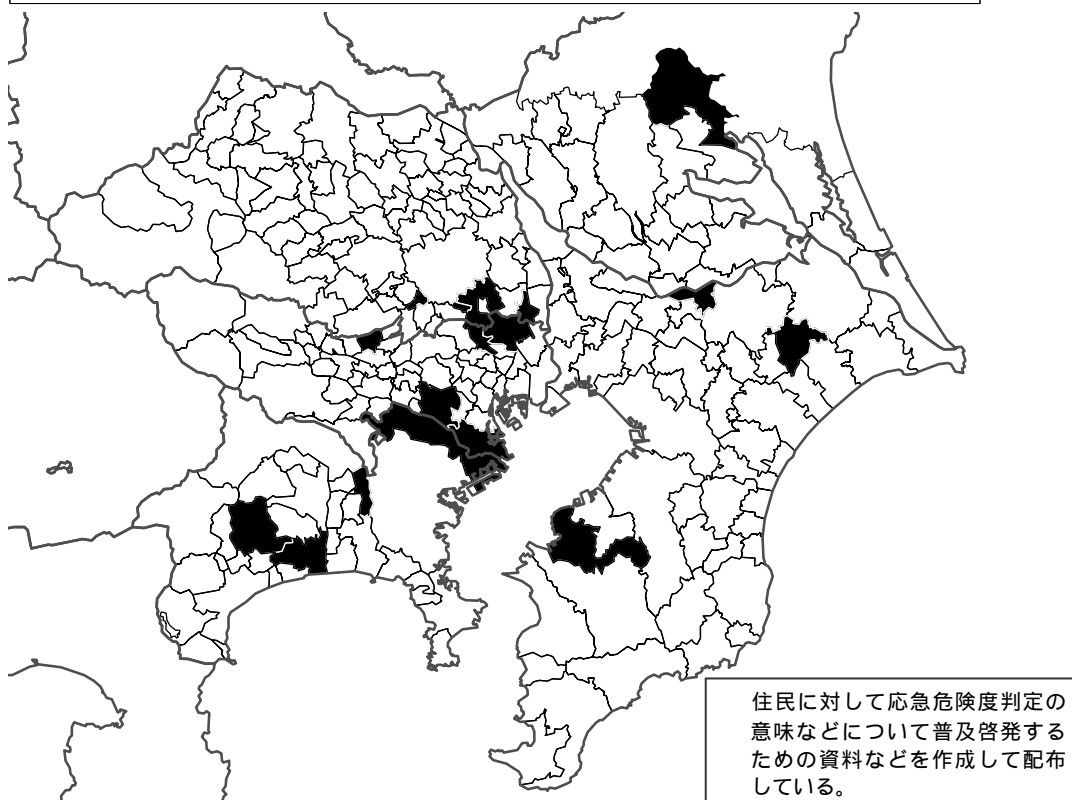
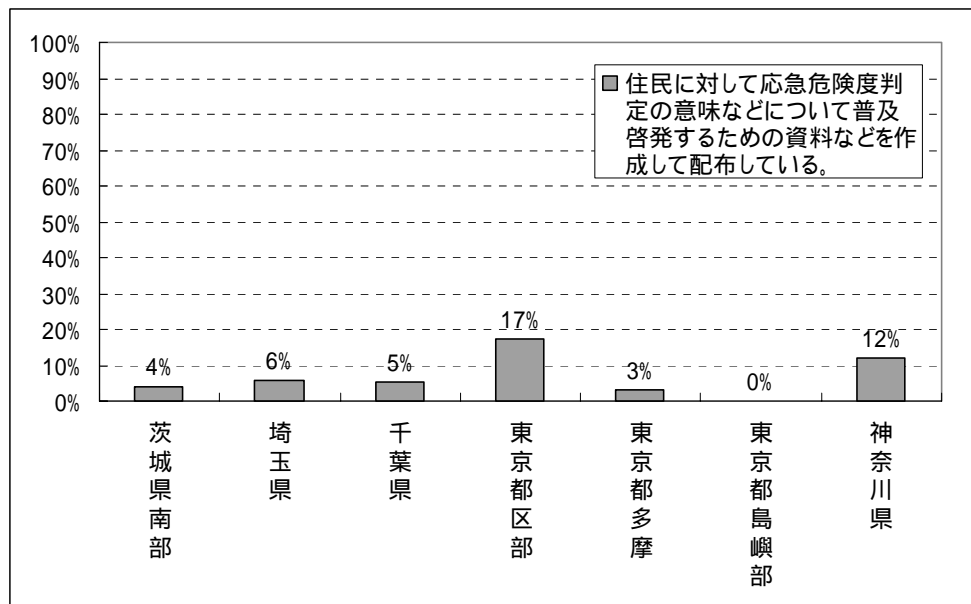


図 3-4 応急危険度判定に関する取組み状況
 ~ 応急危険度判定に関する住民への普及啓発資料の作成・配布状況 ~

3.1.2 帰省・疎開の奨励・あっせん

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- ・ 馴染みのない場所へは疎開しにくい。
 - ・ 土地勘のある近くの避難所ではなく、馴染みのない場所への長期の疎開は被災者に受け入れられにくい。
 - ・ 家財の盗難等が心配で帰省・疎開しにくい。
- ・ 発災後の混乱期に自宅を長期間留守にする場合には、盗難等に対する治安上の心配が発生する。
 - ・ 発災後一定期間は交通手段の確保が困難
- ・ 被災地及びその周辺の交通ネットワークが機能していない場合には、被災地外に身寄りのある被災者でも帰省・疎開を行うことが困難となる。
 - ・ 帰省・疎開先では被災地の情報入手が困難
- ・ 阪神・淡路大震災では震災に伴う市外・県外避難者は少なくとも数万人規模とされているが、従前住宅周辺の復旧状況や各種支援制度等に関する情報不足等の問題が発生した。従前地を離れることにより復興支援等に関する情報が受けにくくなる等の不利益が発生するのであれば、疎開等の促進を妨げる要因となる可能性がある。
 - ・ 職場・学校への復帰等を考えると、長期の帰省・疎開は難しい。
- ・ 職場や学校が再開した時点で被災地内に生活場所を確保できるとは限らず、長期にわたる帰省・疎開は被災前の生活への復帰を遅らせる可能性があり難しい。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

2. 疎開

避難所への過度の集中を防ぐための手段として、避難者を一時的に被災地の外に移出するいわゆる「疎開」が考えられます。貴市区町村で疎開やそれを支援するなどの制度が存在する、あるいは検討を行っている等があれば、その内容について具体的に教えて下さい。

疎開等に対する取り組み実施状況

・災害時相互支援協定や姉妹都市相互応援協定等により、被災者の被災地外への疎開等を検討しているのは、東京都区部で57%、神奈川県で24%、東京都多摩で23%、埼玉県で17%、その他は数%程度である。

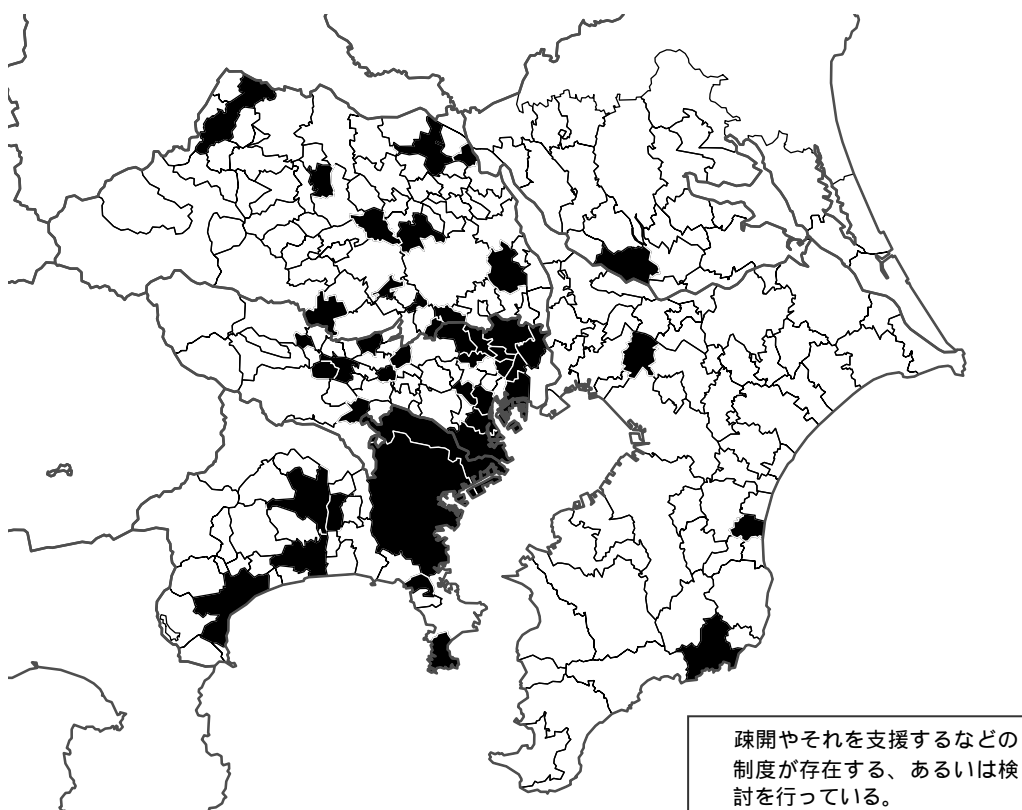
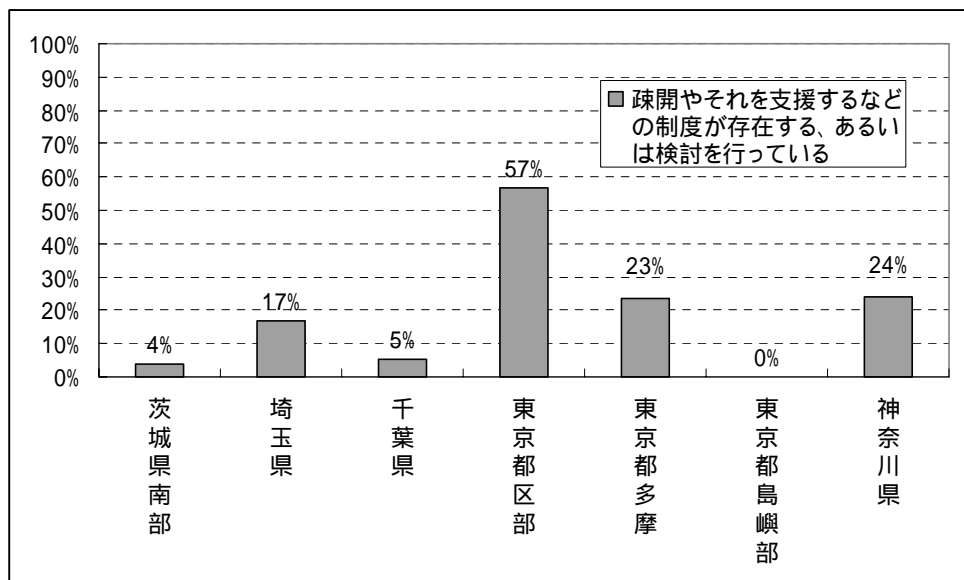


図 3-5 疎開等に対する取り組み実施状況

3.2 避難所以外の既存施設の活用による供給拡大

3.2.1 公的施設・民間施設の活用

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

公的施設、民間施設の受入施設が限定的

- ・当該市区町村内における市区町村立の小中学校を中心とした避難所だけでは避難者を収容しきれない可能性がある。避難所自体の被災等により、避難者の収容力がさらに減少する可能性もある。
- ・指定避難所数を増やす場合には、対応する職員が不足する可能性がある。
- ・災害時要援護者については、二次避難所（福祉避難所）として指定した社会福祉施設等を利用することになっているが、必ずしも十分な量が確保されていない可能性がある。

3.2.2 ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

提供に向けての協定締結が進まない。

- ・既往災害では、高齢者や障害者等に対して県が借り上げ、応急仮設住宅が確保されるまでホテル・旅館等が無料提供された例がある。しかし、現状では、ホテル・旅館との一般被災者に対する避難所利用に関する協定等の締結は進んでおらず、首都直下地震時には膨大な数の避難者が予想される中、ホテル・旅館自体も被災する可能性も考えると、災害時要援護者や一般被災者に対して十分かつ円滑な提供ができるかどうかはわからない。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

3. 収容人数

各施設について現段階でのおおよその収容可能人数を教えてください。発災後に収容可能人数等を把握するケースも多いと思われませんが、現時点で収容可能人数がわからない場合、協定締結ホテル・旅館等への問い合わせ等により、平常時空室数や宴会場面積等からおおよその推計で結構ですのご回答下さい（で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。

	収容可能人数 (市区町村合計値)	備考
ホテル・旅館	(人)	(例) 市内の5ホテルの宴会場・ロビーを活用
公的宿泊施設	(人)	
民間の研修所・保養所	(人)	
その他(ゴルフ場等)	(人)	

*) 「約 百人」といった概数の記入でも結構です。

ホテル・旅館等における収容人数

・ホテル・旅館等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体における収容人数は、1都4県全体で約43,000人であり、東京都区部における避難者収容不足分(避難所を全て活用できた場合;約44万人分の不足)の約1/10である。

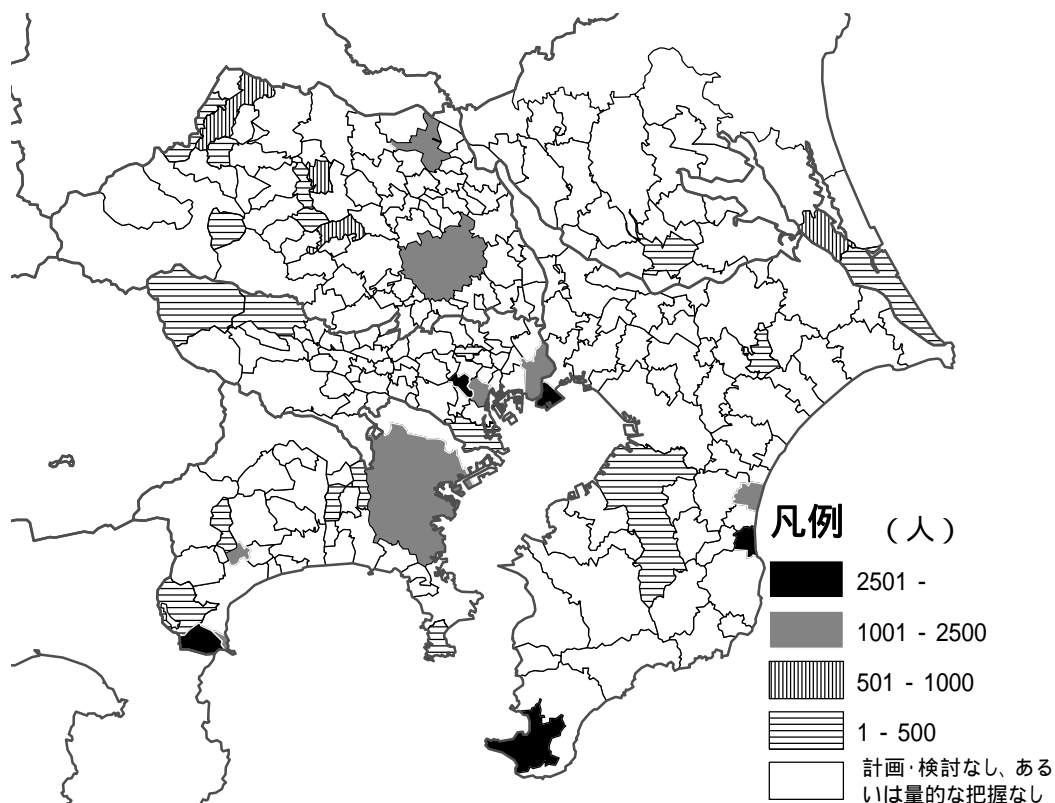
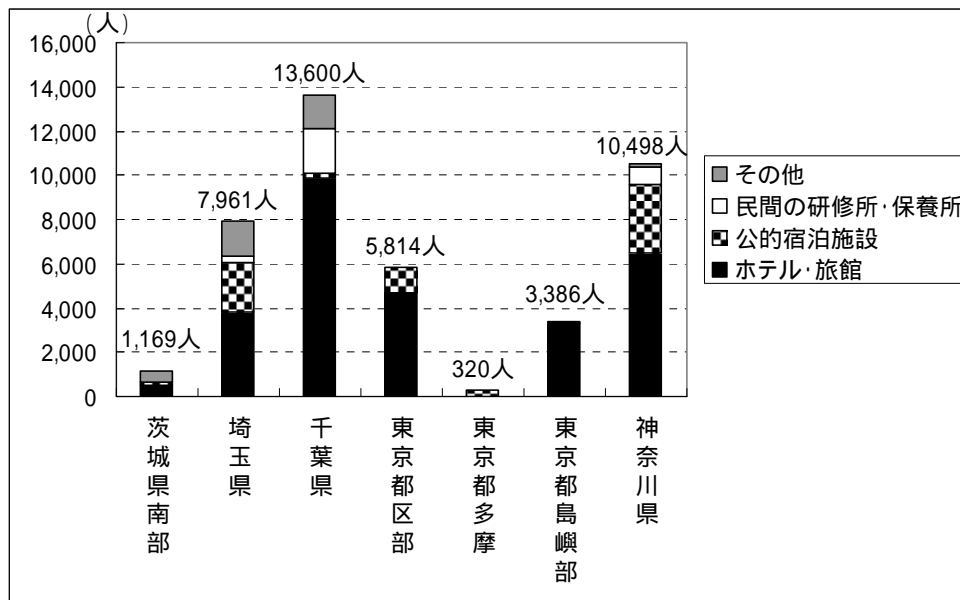


図 3-6 ホテル・旅館等の活用を計画・検討している自治体における収容人数
 ホテル・旅館等の活用を地域防災計画等で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体が回答対象

3. 計画の有無

ホテル・旅館等を避難所等として活用することを計画していますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

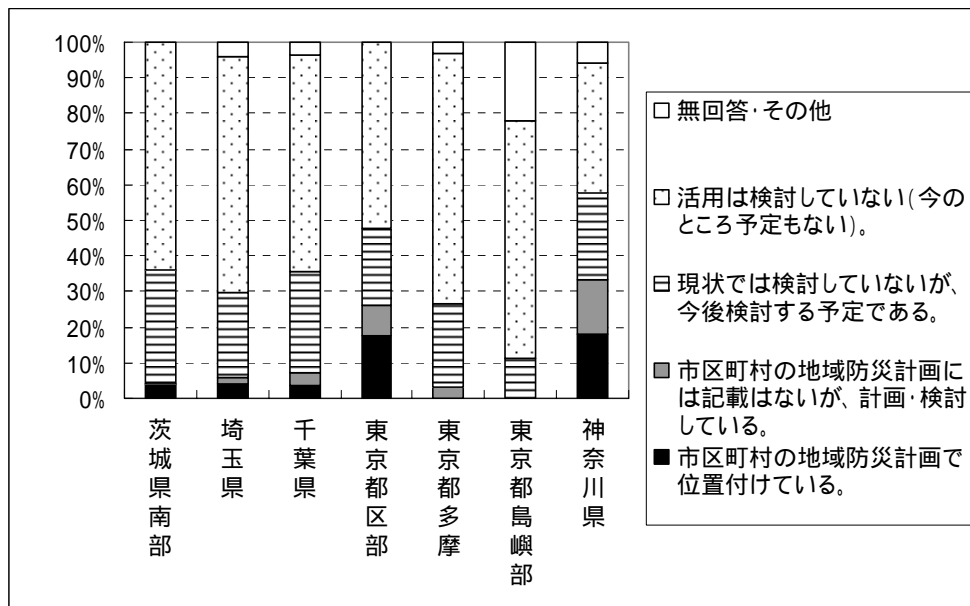
	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他（ゴルフ場等）	

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 活用は検討していない（今のところ予定もない）。

ホテル・旅館の活用の地域防災計画への位置付け

・ホテル・旅館の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で33%、東京都区部で26%、その他では1割未満である。

(ホテル・旅館)



「その他」として、「検討したが、難しいとの回答だった。」とのコメントあり

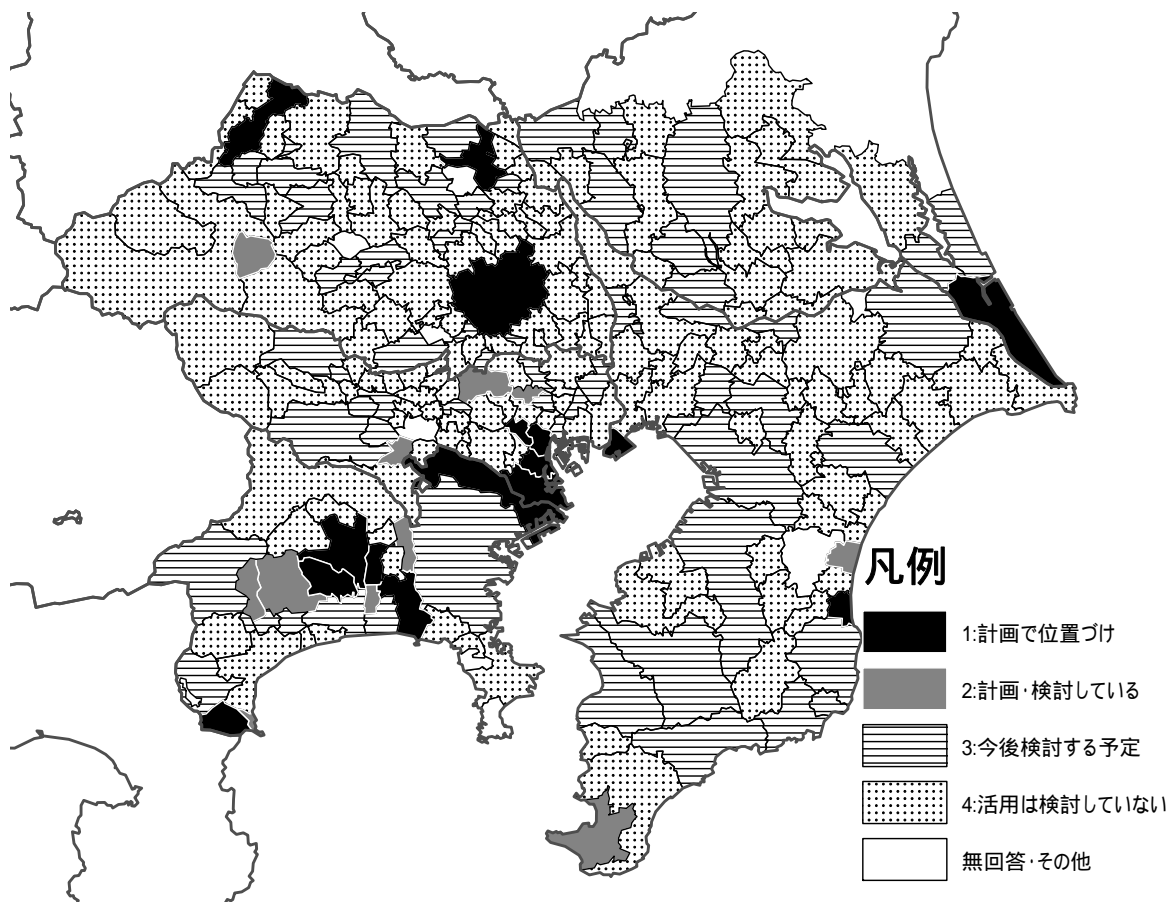


図 3-7 ホテル・旅館の活用の地域防災計画への位置付け

「その他」として、「検討したが、難しいとの回答だった。」とのコメントあり

公的宿泊施設の活用の地域防災計画への位置付け

・公的宿泊施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で18%、東京都多摩で10%、その他では数%程度である。

(公的宿泊施設)

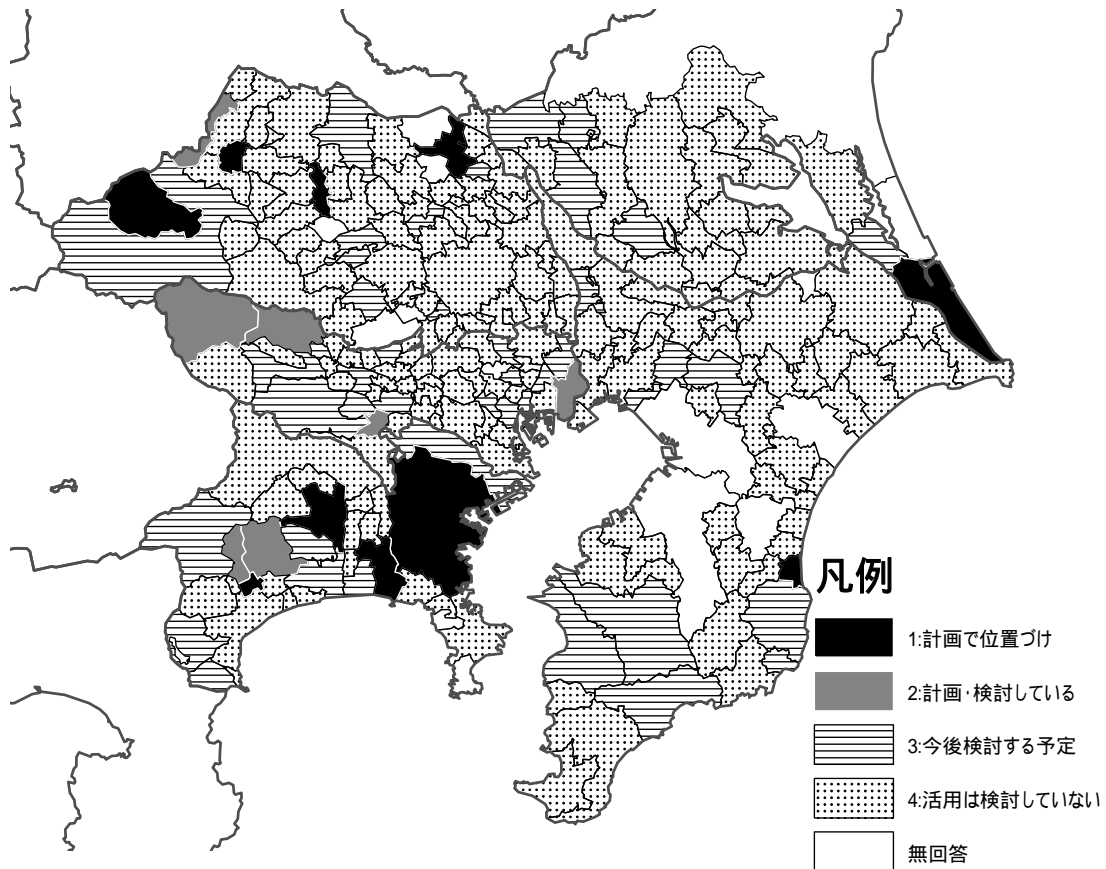
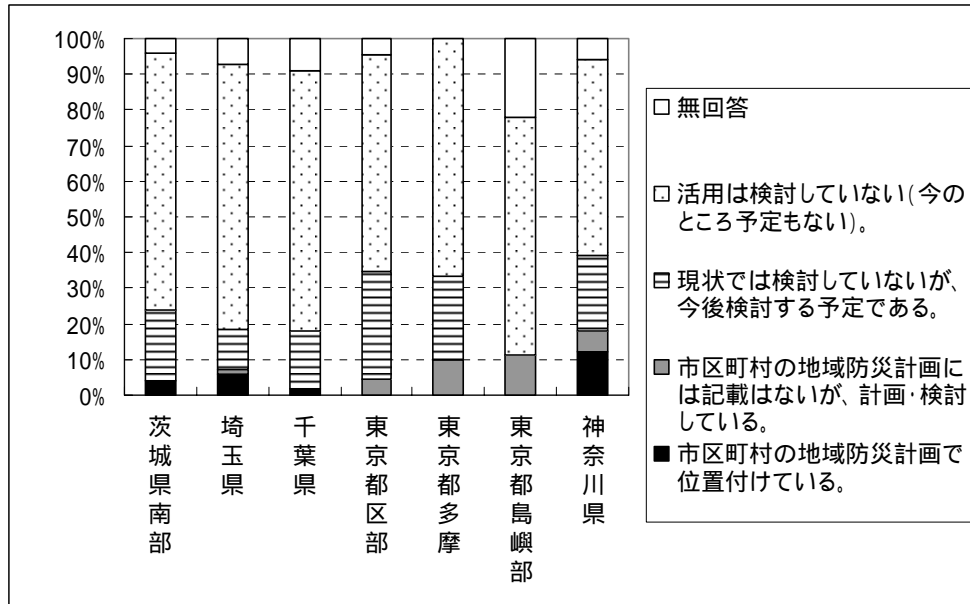


図 3 - 8 公的宿泊施設の活用の地域防災計画への位置付け

民間の研修所・保養所の活用の地域防災計画への位置付け

・民間の研修所・保養所の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で27%、その他では数%程度である。

(民間の研修所・保養所)

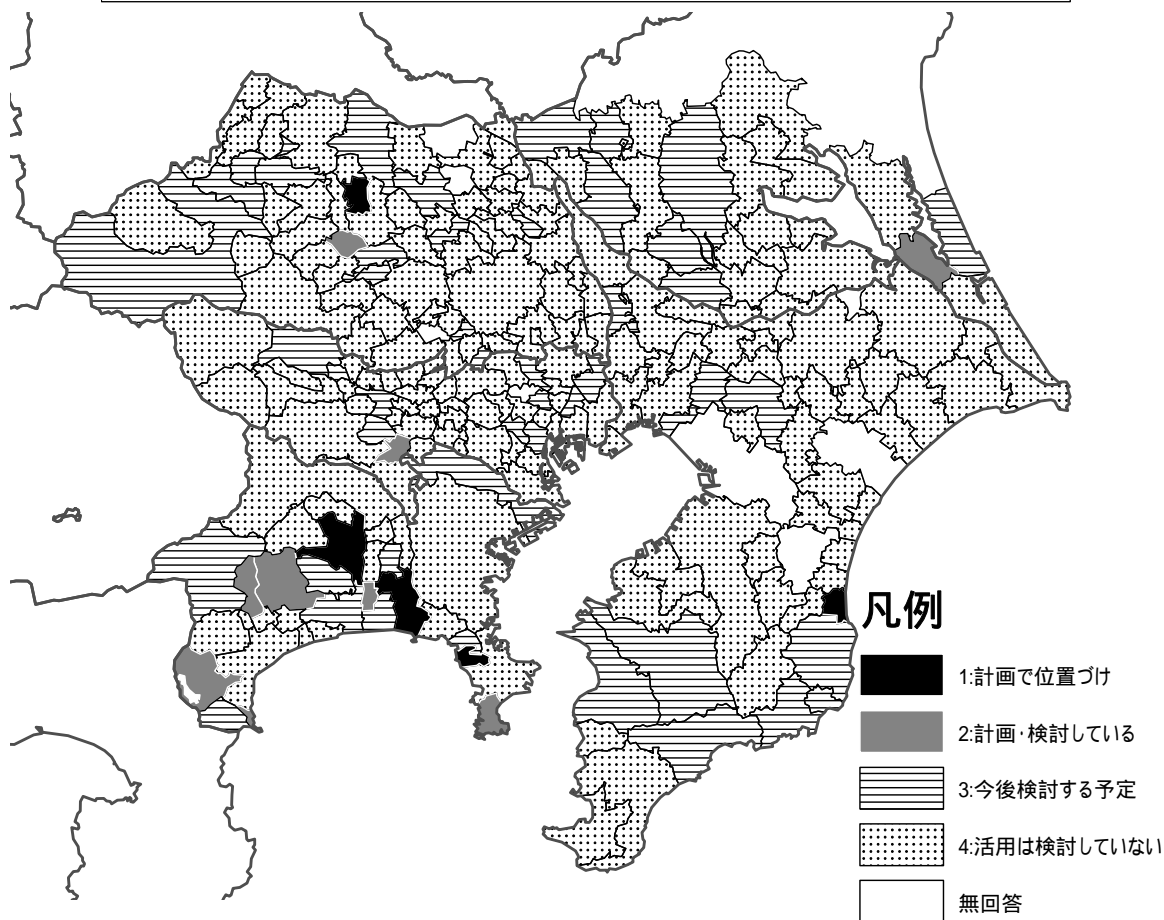
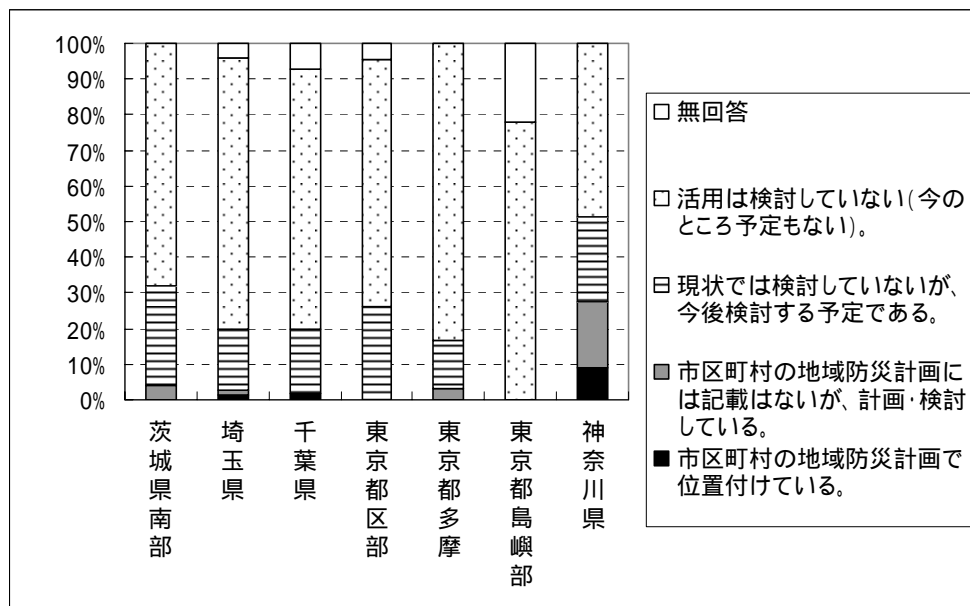


図 3-9 民間の研修所・保養所の活用の地域防災計画への位置付け

その他施設の活用の地域防災計画への位置付け

・その他施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、茨城県南部で24%、神奈川県で18%、その他で1割以下である。

(その他施設)

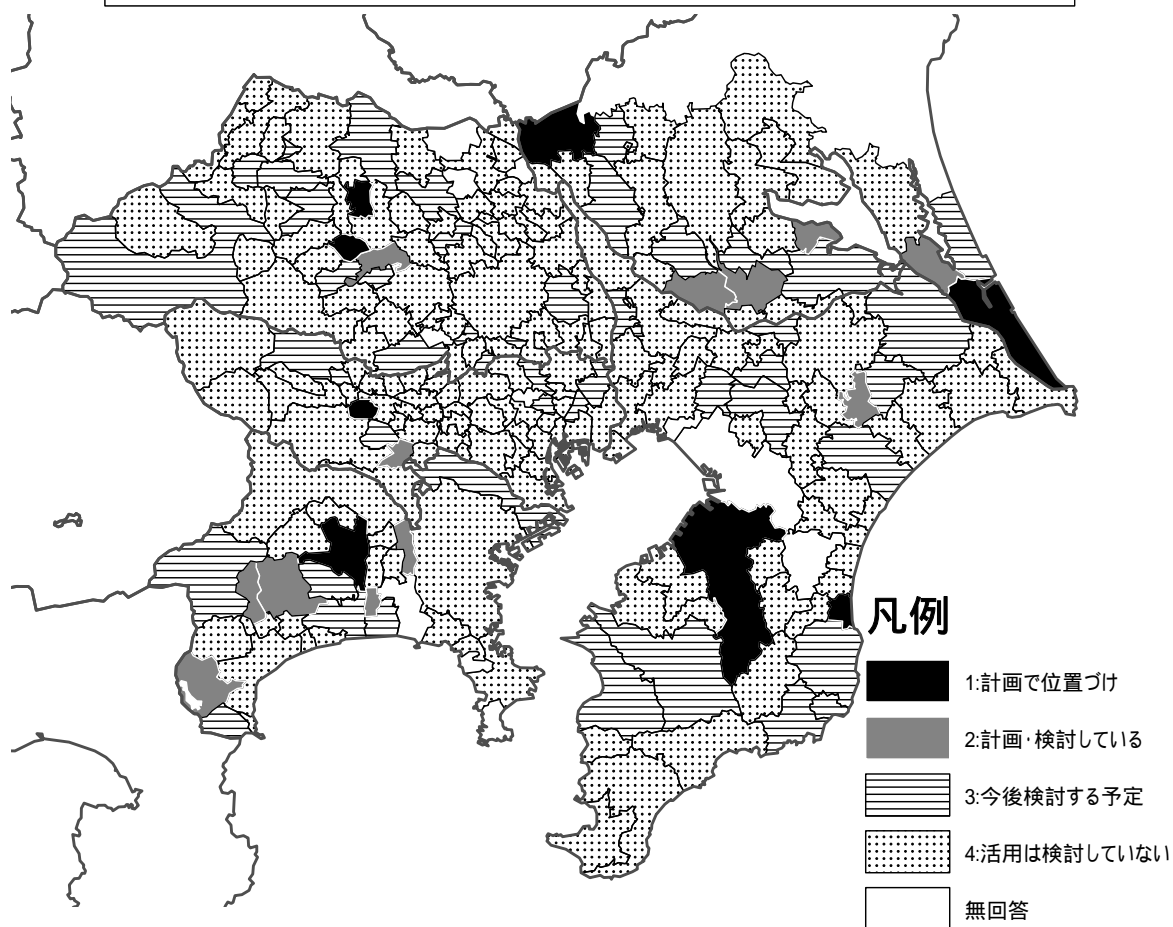
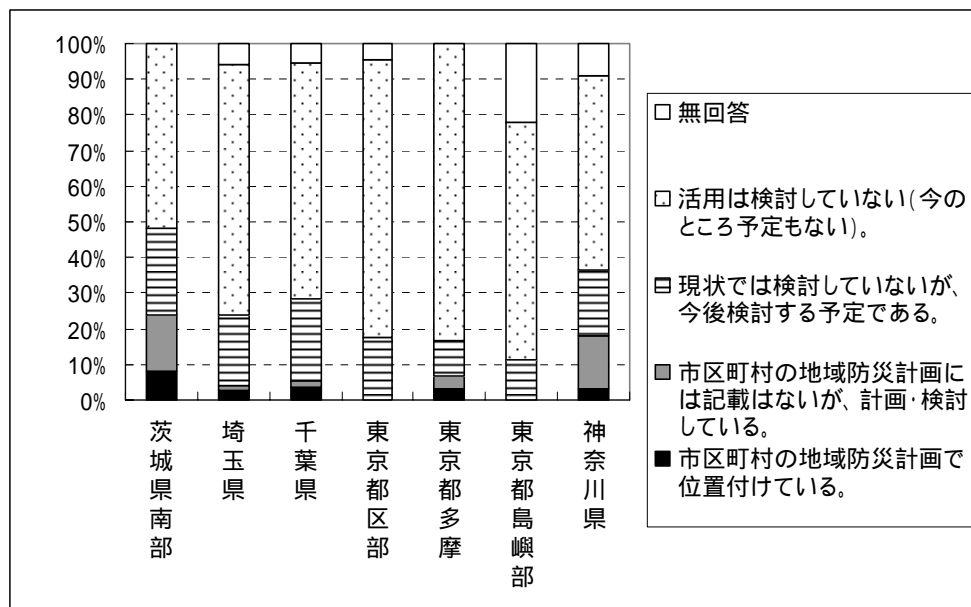


図 3-10 その他施設の活用の地域防災計画への位置付け

ホテル・旅館等との協定の締結状況

3. ホテル・旅館等との協定

ホテル・旅館等の避難所等としての活用のために、協定を結んだり、調整を行ったりしていますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい（で3.あるいは4と回答した施設については「-」とご記入下さい）。また、協定を結んでいる場合には、**代表的な協定の内容及びその具体的な仕組み（被災後における避難者収容までの手順等）**が分かる資料のコピーを添付して下さい。

	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他（ゴルフ場等）	

1. 市区町村でホテル・旅館等（や当該組合等）と既に協定を結んでいる。
2. 市区町村でホテル・旅館等（や当該組合等）と今後協定を結ぶ予定。
3. 協定は結んでいないが、ホテル・旅館等と調整を行っている。
4. 活用について話し合ったが不調である（了承が得られなかった）。
5. 活用について検討しているが、まだホテル・旅館等とは話をしていない。

表 3-1 ホテル・旅館等との協定の締結状況

	市区町村でホテル・旅館等（や当該組合等）と既に協定を結んでいる。	市区町村でホテル・旅館等（や当該組合等）と今後協定を結ぶ予定	協定は結んでいないが、ホテル・旅館等と調整を行っている。	活用について話し合ったが不調である（了承が得られなかった）。	活用について検討しているが、まだホテル・旅館等とは話をしていない。	無回答	回答対象自治体数
ホテル・旅館	茨城県南部	0	0	0	1	0	1
	埼玉県	1	0	1	2	0	4
	千葉県	4	0	0	0	0	4
	東京都区部	6	0	0	0	0	6
	東京都多摩	0	0	0	1	0	1
	東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	3	0	1	7	0	11
	1都4県の合計	14	0	2	11	0	27
公的宿泊施設	茨城県南部	0	0	0	0	1	1
	埼玉県	1	1	3	0	0	5
	千葉県	1	0	0	0	0	1
	東京都区部	0	0	0	0	1	1
	東京都多摩	2	0	0	0	1	3
	東京都島嶼部	0	0	1	0	0	1
	神奈川県	0	1	1	0	3	6
	1都4県の合計	4	2	5	0	5	18
民間の研修所・保養所	茨城県南部	0	0	0	0	0	1
	埼玉県	0	0	1	0	1	2
	千葉県	1	0	0	0	0	1
	東京都区部	0	0	0	0	0	0
	東京都多摩	0	0	0	0	1	1
	東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	2	1	1	0	4	9
	1都4県の合計	3	1	2	0	6	14
その他施設	茨城県南部	1	1	1	0	2	6
	埼玉県	0	1	1	0	1	3
	千葉県	2	0	0	0	1	3
	東京都区部	0	0	0	0	0	0
	東京都多摩	0	1	0	0	1	2
	東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	1	1	0	0	4	6
	1都4県の合計	4	4	2	0	9	20

ホテル・旅館等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体が回答対象

- ・自由回答としては次のような課題等があげられている。

一般の避難所とホテル・旅館等の環境や避難対象者に関する違い

- ・一般の避難所との施設の差が大きく、学校等に避難している避難者の理解が得られるか心配である。
- ・避難者の公平性を保つため各ホテル、旅館等への収容は避けています。ホテル、旅館等については、避難者の入浴施設として主に考えていますが、各避難所の老病者及びその看護者の収容等を検討しています。

災害時要援護者の避難収容

- ・現在、帰宅困難者対策として、宿泊客等の一時収容について、旅館組合と協定を結んでいるが、今後、特に災害時要援護者の避難収容について、ホテル、旅館、公的宿泊施設、研修所、保養所の利用について協議することが課題である。
- ・ホテル等を災害時要援護者用の施設と想定しているが、覚書を結んでいるホテルは要援護者よりも帰宅困難者が使用する可能性が高く、想定どおりの使用ができない可能性が大いにある。

費用負担

- ・協定を締結していないので、発生した費用負担をどうするか調整が必要。
- ・避難が長期化した場合の経済的負担
- ・災害救助法による費用だけでは対応できない。

その他

- ・協定締結時に先方から、文書で縛られたくないとの申し出度があり、宴会場等のみの記載であるが、震災時に極力協力したいとの申し出があった。具体的なサービスについては未定。

3.3 屋外避難への支援

3.3.1 屋外でのテント等の活用

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

テントの調達方法、設置場所が限定的である。

- ・新潟県中越地震では、余震への恐怖や避難所生活の不便さ等の理由により、テント等屋外での生活や車中泊を選択する被災者が多かった。首都直下地震時においてもこのような状況が大規模に発生することが考えられる。一部自治体ではテント等の調達に関する協定を結んでいるところもあるが、テントや自衛隊の天幕等が屋外避難者数に見合う分量だけ調達できない可能性がある。また、テント等の設置可能場所も不足する可能性がある。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

4. 収容人数

現段階での備蓄や調達により利用可能と思われる天幕・テント等の数量から判断されるおおよその収容人数を教えてください。

	データ(人数)	備考
収容可能人数 (市区町村合計値)	(人)	(例)1張当たり12人収容可能な天幕・テント等を3,000張調達する協定を市と業者との間で締結済み

*)「約 千人」といった概数の記入でも結構です。

天幕・テント等の収容人数

・天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置づけている、あるいは計画・検討している自治体における収容人数は、1都4県全体で約66,000人(市区町村備蓄・調達29,300人分、千葉県調達550人分、東京都調達36,000人分)であり、東京都区部における避難者収容不足分(避難所を全て活用できた場合;約44万人分の不足)の15%である。

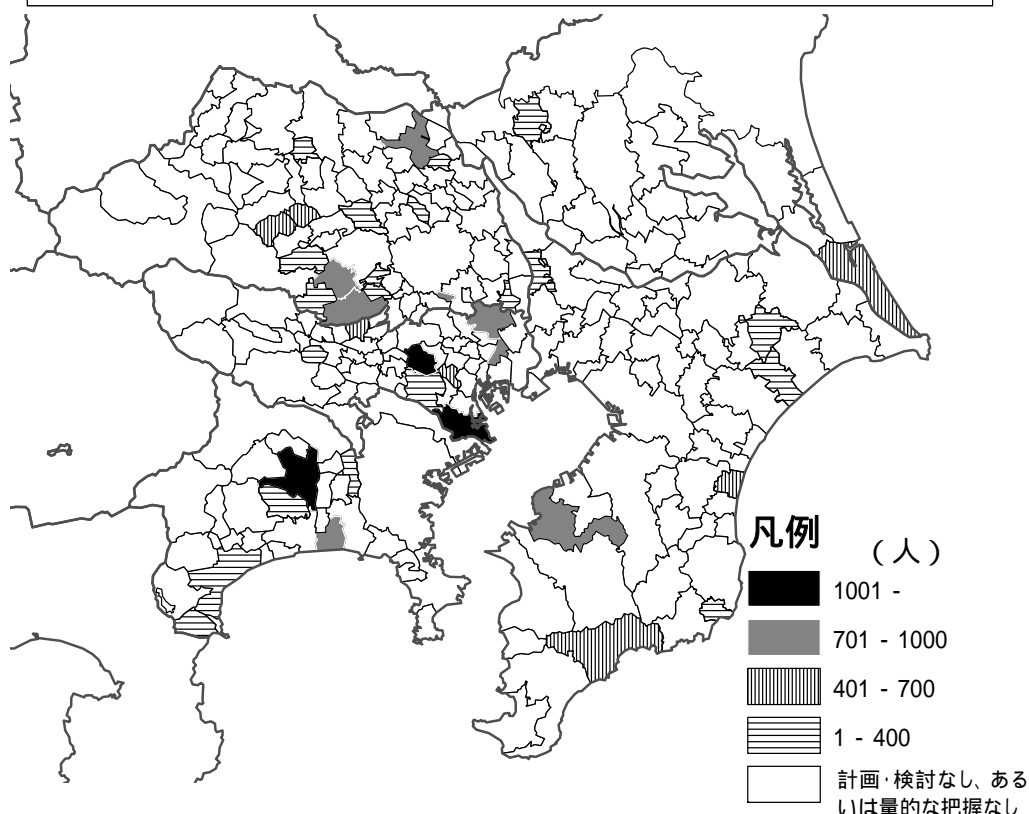
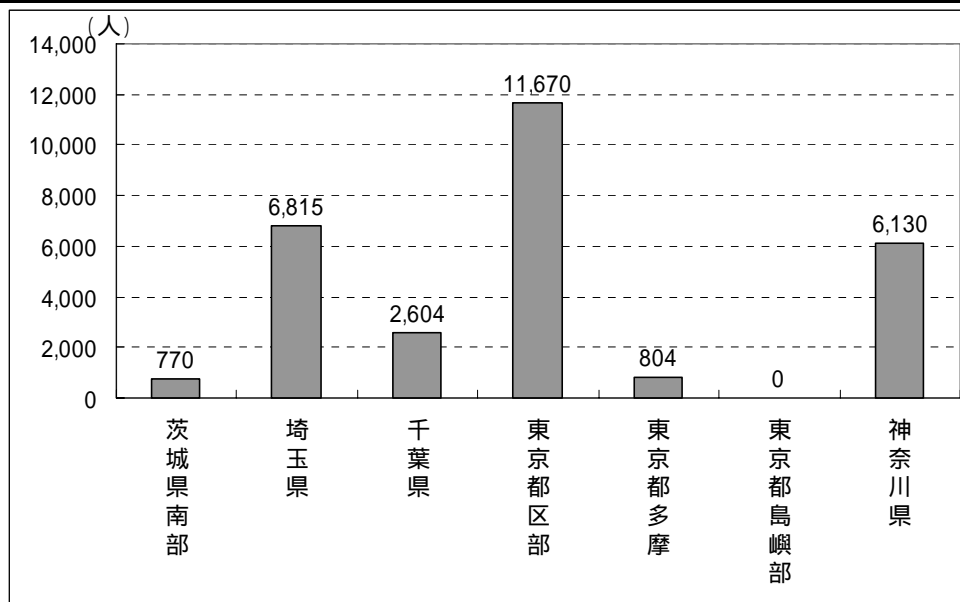


図 3-11 天幕・テント等の活用を計画・検討している自治体における収容人数
(市区町村による備蓄・調達分)

天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置づけている、あるいは計画・検討している自治体が回答対象

上図は市区町村による備蓄・調達分の合計であるが、これ以外に都県調達分もある。

(千葉県調達の収容可能人数:550人分、東京都備蓄の収容可能人数は不明[1,021張備蓄]、東京都調達の収容可能人数は約36,000人分)

4. 計画の有無

野外に設置する天幕・テント等の活用を市区町村として計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 野外の受入れ施設の活用は検討していない(今のところ予定もない)。

天幕・テント等の活用の地域防災計画への位置付け

・天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で39%、東京都多摩で30%、埼玉県で29%、神奈川県で24%、その他は2割以下である。

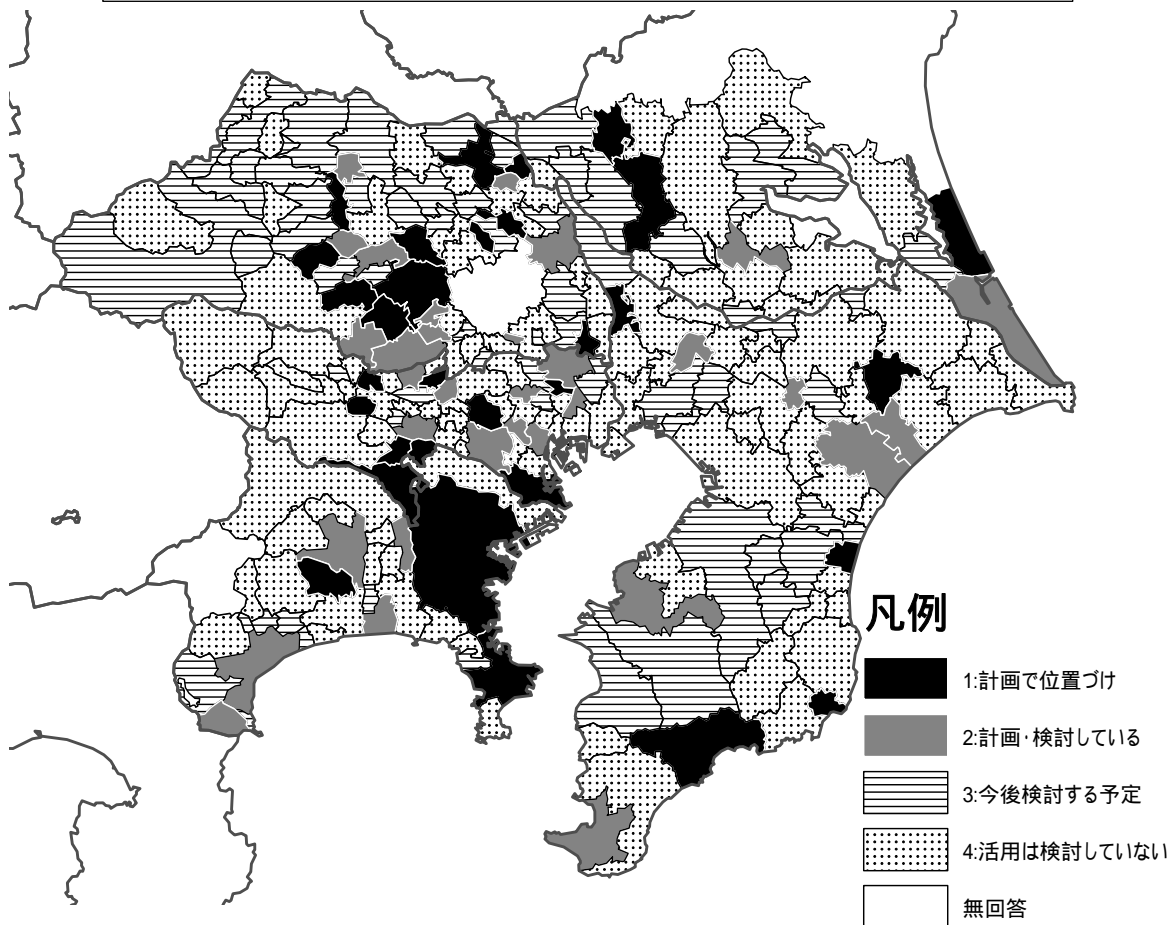
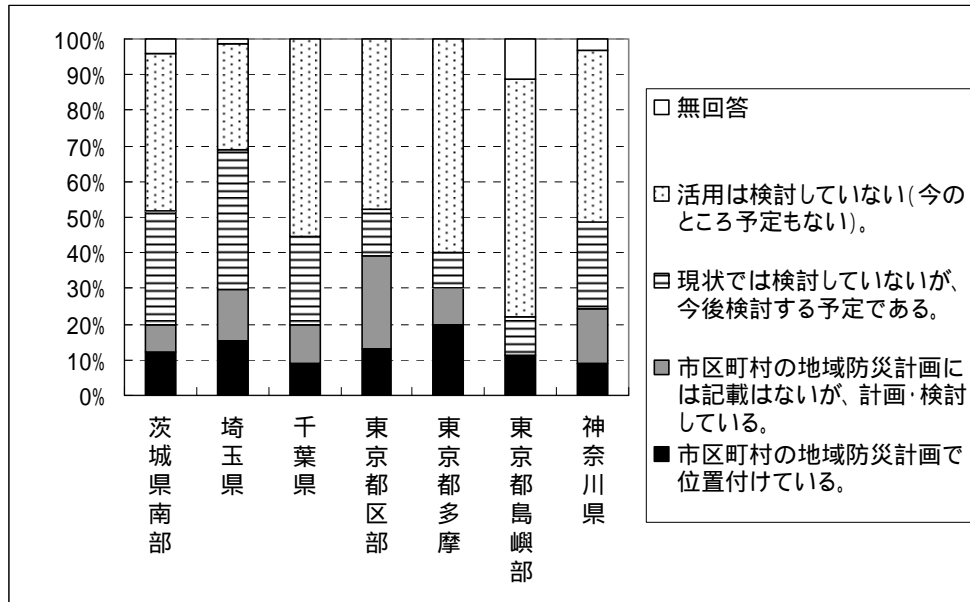


図 3-12 天幕・テント等の活用の地域防災計画への位置付け

- ・自由回答としては次のような課題等があげられている。

雨天時・冬季等における対策

- ・三方幕のテントがほとんどであり、冬季の活用は困難である。
- ・施設が使用できないときの一時的な措置であり、荒天時等の対応は難しい。
- ・冬季においては、防寒対策、また、野外のため防犯対策が必要となる。
- ・防寒対策、照明対策など屋外テント避難収容対策を講じていない。
- ・風雨・外気温対策
- ・避難場所に指定していない都市公園や運動公園等の広いスペースはあるが、避難者がいる場合、雨天等におけるテントの対策が、今後の課題といえます。

テント等での収容規模

- ・都県の被害想定の中で、どの前提条件を採用するか決めていないので、被災者数がはっきりしていない。
- ・想定以上の被災時の対応

避難者の健康管理

- ・収容者の健康管理

屋外避難者の選定方法

- ・屋外へ収容する避難者の選定方法など

その他

- ・避難者自らが、自分たちの力でテント等を確保することができるよう、総合防災訓練時に、参加者に対してブルーシートを使用したテントの張り方の講習を行った。
- ・全住民が避難所に収容できるので、野外の収容施設は考えていない。
- ・保有するテントは、屋外生活用のテントではないため、応急的に集められるかは不明。

3.4 避難所不足地域から他地域への避難者の移動

3.4.1 近隣地域の避難所の利用

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

避難後の家財の盗難等が心配で移動しにくい。

- ・ 家財の盗難、放火等が心配で、自宅の様子が知りたい等の理由から自宅近くの避難先を選択するケースが多いと考えられ、自宅から離れた避難所には避難しない可能性がある。

避難先の受け入れ体制が具体化されていない。

- ・ 被災市区町村内の避難所で被災者を受入れることが困難な場合、被災者の他地区（近隣の被害が小さな地域）への移送が計画されているケースがあるが、具体的な調整方法や移送手段の確保などの検討が十分とは言い切れない。
- ・ 被災していない自治体では、他地区の住民を受け入れるという体制・意識が整っていない可能性もある。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

5. 計画の有無

実際の災害発生時に貴市区町村の避難所が不足する場合に備えて、被害の少ない近隣市区町村への移送を計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 地域防災計画には記載していないが、検討している。
3. 現状では検討していないが、検討する予定である。
4. 他市区町村への移送は検討していない（今のところ予定もない）。

近隣他地域の避難所利用の地域防災計画への位置付け

- ・ 近隣他地域の避難所利用を地域防災計画で位置付けている、または検討している自治体は、東京都区部で 57%、東京都多摩で 47%、埼玉県で 35%、神奈川県で 24%、その他で 2 割以下である。
- ・ 例えば、東京都では、近隣他地域の避難所利用を都が地域防災計画で位置付けているが、区部の約半数が地域防災計画で位置付けていない。

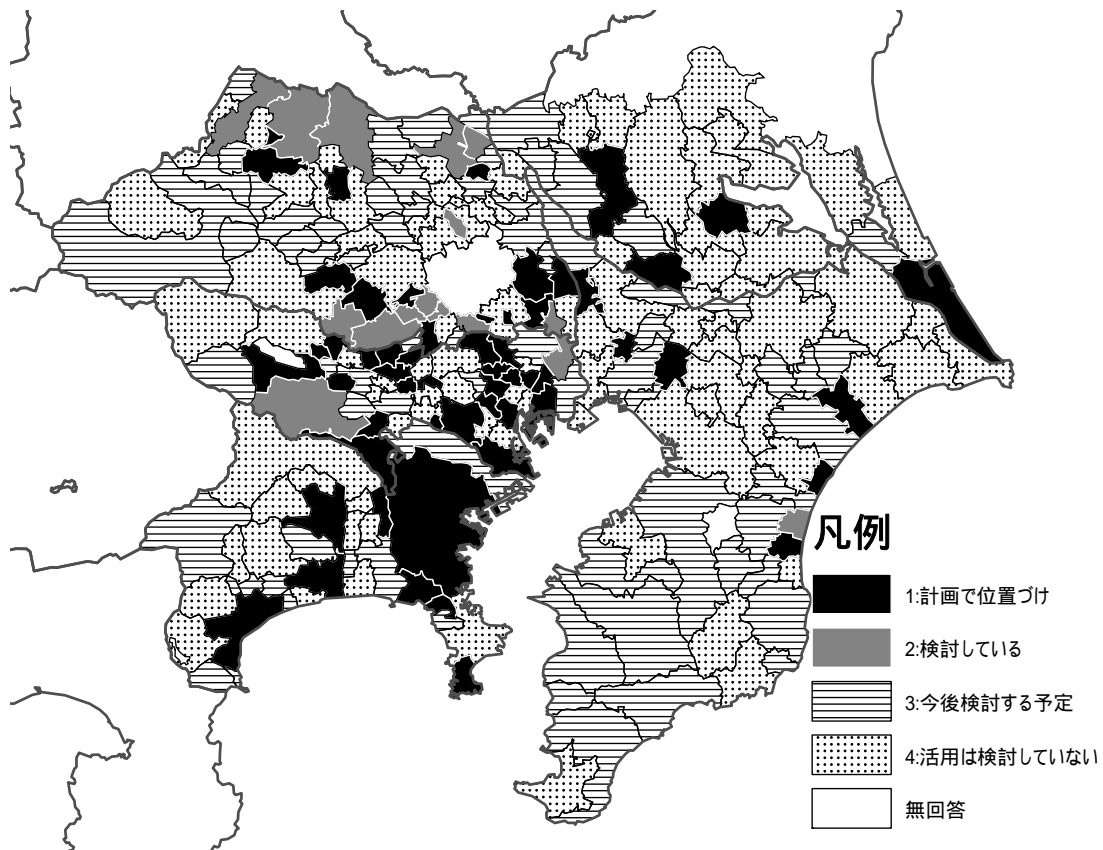
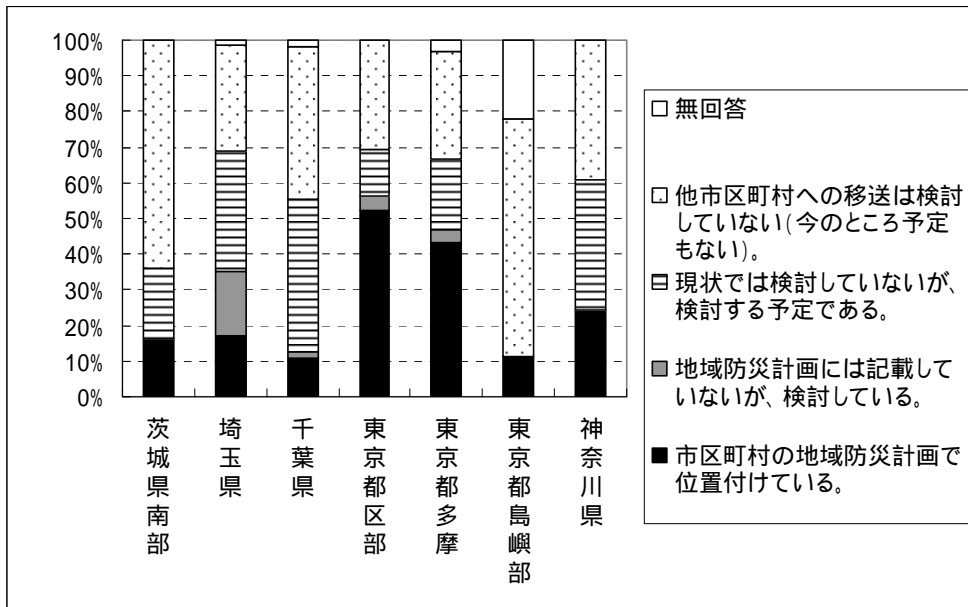


図 3 - 1 3 近隣他地域の避難所利用の地域防災計画への位置付け

避難者移送に関する課題

5. 避難者移送に関する課題

近隣市区町村への避難者移送にあたり、心配ごとや現状での課題等がありますか。該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい。

	回答欄
1. 近隣市区町村との事前調整がされていないため、不安がある。	
2. 移送手段の確保が難しいと予想されるが、事前検討がされていない。	
3. 自宅から遠い避難先は被災者側が選択しない可能性がある。	
4. 移送対象となる避難者の選定が難しく、方針が決まっていない。	
5. その他（具体的に： _____）	

表 3-2 避難者移送に関する課題

	近隣市区町村との事前調整がされていないため、不安がある。	移送手段の確保が難しいと予想されるが、事前検討がされていない。	自宅から遠い避難先は被災者側が選択しない可能性がある。	移送対象となる避難者の選定が難しく、方針が決まっていない。	その他	回答対象自治体数
茨城県南部	3	4	1	4	0	4
埼玉県	15	15	9	16	1	25
千葉県	5	4	3	4	0	7
東京都区部	5	11	9	9	1	13
東京都多摩	10	12	13	14	0	14
東京都島嶼部	0	1	1	0	0	1
神奈川県	2	4	4	4	0	8
1都4県の合計	40	51	40	51	2	72

近隣他地域への避難所の利用（被害の少ない近隣市区町村への避難者移送）を地域防災計画で位置づけている、あるいは計画・検討している自治体が回答対象

表 3-3 避難者移送に関する課題「その他」の具体内容

- ・ 災害時相互協力及び相互支援に関する協定を結んでいるが今後より連携を強める努力が必要と思われる。
- ・ 孤独死等を防ぐため地域一体となった避難

(参考) 東京都地域防災計画による被災者の他地区への移送・受け入れ

機関名	内容
区市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 区市町村長は、当該区市町村の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都福祉局）に要請する。 2 被災者の他地区への移送を要請した区市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 3 都から被災者の受け入れを指示された区市町村長は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。 4 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を受け入れた区市町村は運営に協力する。 5 その他、必要事項については区市町村防災計画に定めておく。
都福祉局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、都福祉局は警視庁と協議の上、被災者の移送先を決定する。 2 知事は、移送先決定後、直ちに移送先の区市町村長に対し避難所を開設を指示要請し、被災者の受け入れ態勢を整備させる。 3 被災者の移送方法については、都福祉局が当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。

（東京都地域防災計画 震災編（平成 15 年修正）第 3 部第 7 章第 3 節より）

3.5 応急住宅需要の低減

3.5.1 応急修理等による従前住宅への復帰

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- 経済的負担が大きいことによる応急修理の遅れ
- ・ 応急修理を実施しようとするすると経済的負担が伴うため、自らの資力では応急修理ができない者が発生する。
業者確保が困難で、修理着手までに時間がかかる可能性がある。
 - ・ 応急修理は、事前に自治体によって指定された業者が実施するため、需要が大きい場合には応急修理の業者確保が間に合わずに、応急修理が遅れる可能性がある。
 - ・ 業者の確保においては不良・不適格業者が混入するおそれもある。
公費解体が先行すれば、応急修理による従前住宅への復帰が進まない可能性がある。
 - ・ 阪神・淡路大震災では、公費解体が先行したため、応急修理制度はあまり活用されなかった。震災時には、応急修理による個々の住宅復興及び応急仮設住宅需要の低減と、解体とのバランスが問題となるが、公費解体が先行すれば応急修理による従前住宅への復帰が進まない可能性がある。
室内環境の悪化による従前住宅での継続居住困難
 - ・ 新潟県中越地震では、自宅はそれほど壊れてはいないが、屋内収容物の散乱、ガラスの飛散等を理由に避難所に避難した人も多かった。室内環境が地震により悪化すれば、特に高齢者世帯を中心に従前住宅での居住継続が難しくなる可能性がある。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

9. 応急修理の取組み

応急仮設住宅の過大な需要を避けるためにも、被害の軽微な住まいにおいては応急修理を実施して住み続けてもらうことが必要です。この応急修理についてどのような取組みを計画していますか。該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい。

	回答欄
1. 被害想定等を参考にどれくらいの応急修理需要があるかをあらかじめ想定している。	
2. 応急修理に係るマニュアル等を作成している。	
3. 住民に対して応急修理制度を積極的に活用してもらうよう、普及啓発のための資料などを作成して準備している。	
4. 地元の工務店などに応急修理のための人材確保を働きかけている。	
5. 応急修理のために木材などの資材を備蓄・準備している。	
6. その他 ()	

応急修理の需要量想定の実施状況

・応急修理の対象となる需要量を把握している市区町村の割合は数%程度である。

(参考) 応急修理の需要量は、半壊棟数の1/2相当と仮定すれば、1都4県で約33万棟

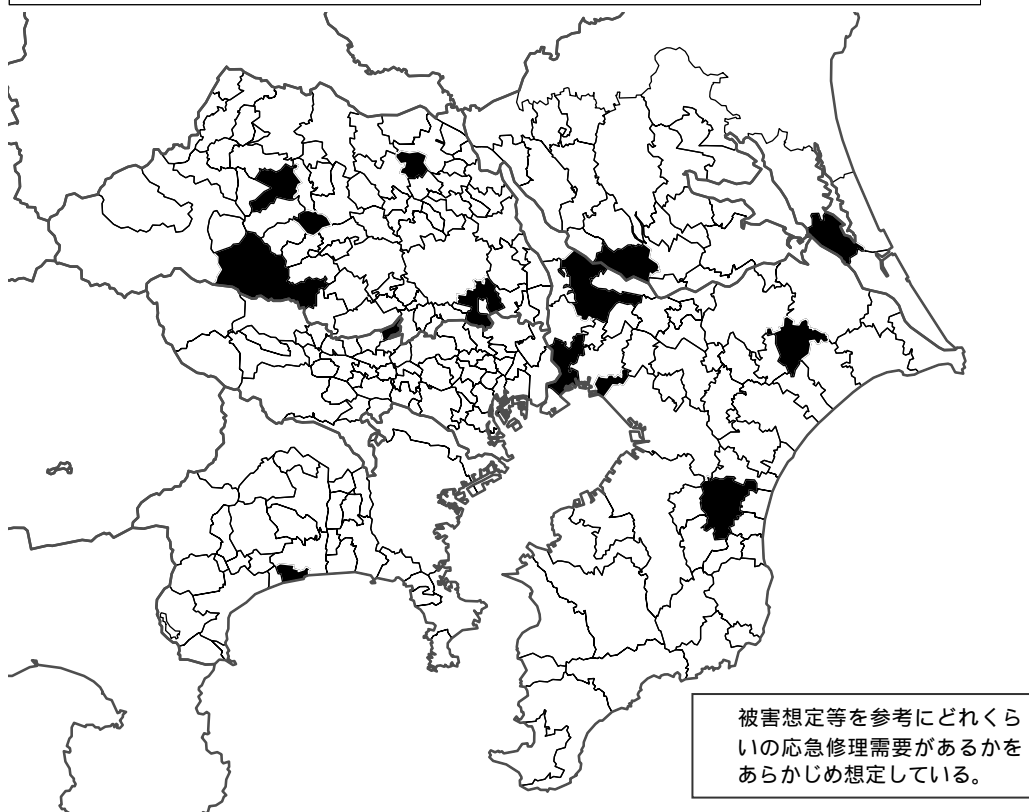
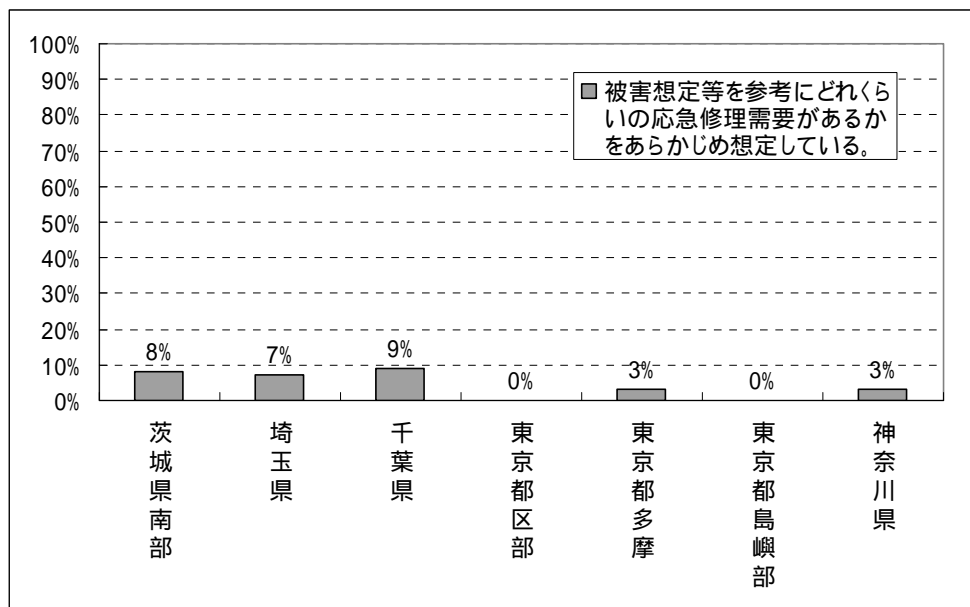


図 3-14 応急修理に関する取組み状況
～ 応急修理の需要量の想定～

応急修理に係るマニュアル等の作成状況

・応急修理に係るマニュアル等を作成している市区町村の割合は、東京都区部で22%、神奈川県で15%、その他で1割以下である。

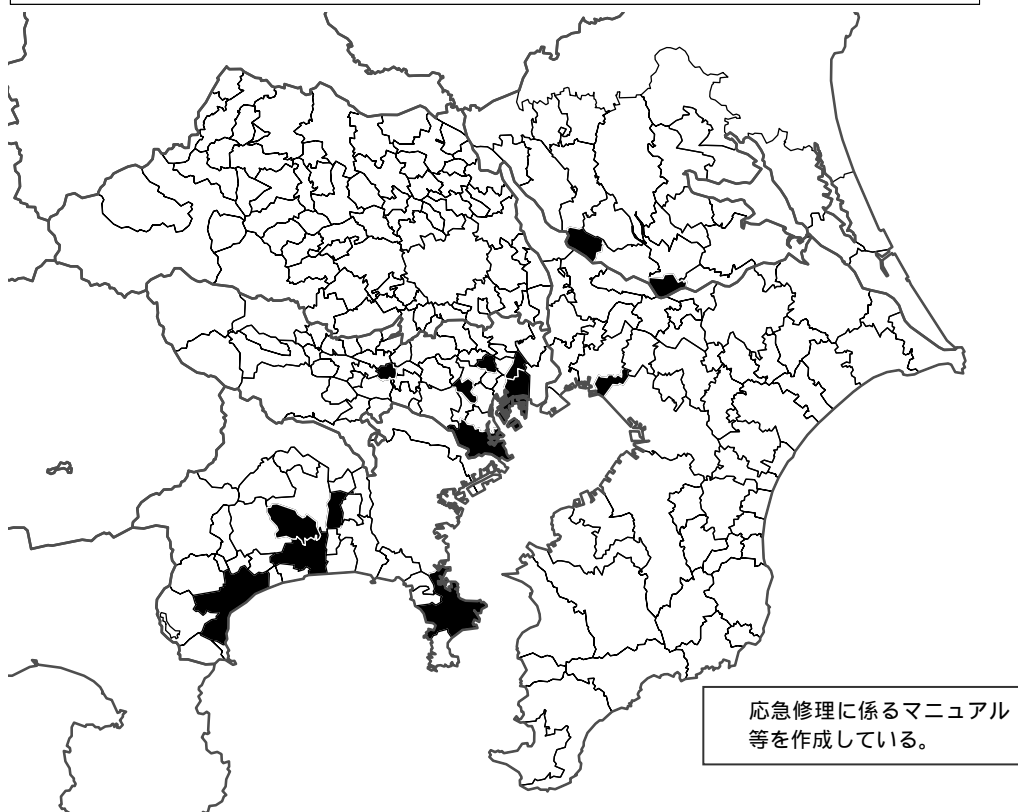
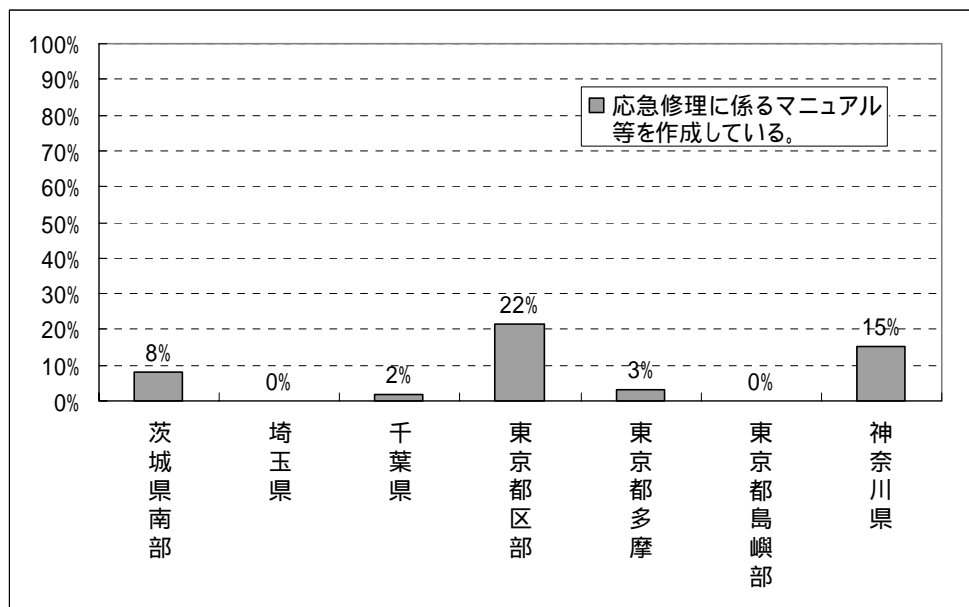


図 3-15 応急修理に関する取組み状況
～ 応急修理に係るマニュアル等の作成～

応急修理制度に関する住民への普及啓発資料の作成・準備

・応急修理制度に関する住民への普及啓発資料を作成・準備している市区町村の割合は、数%以下である。

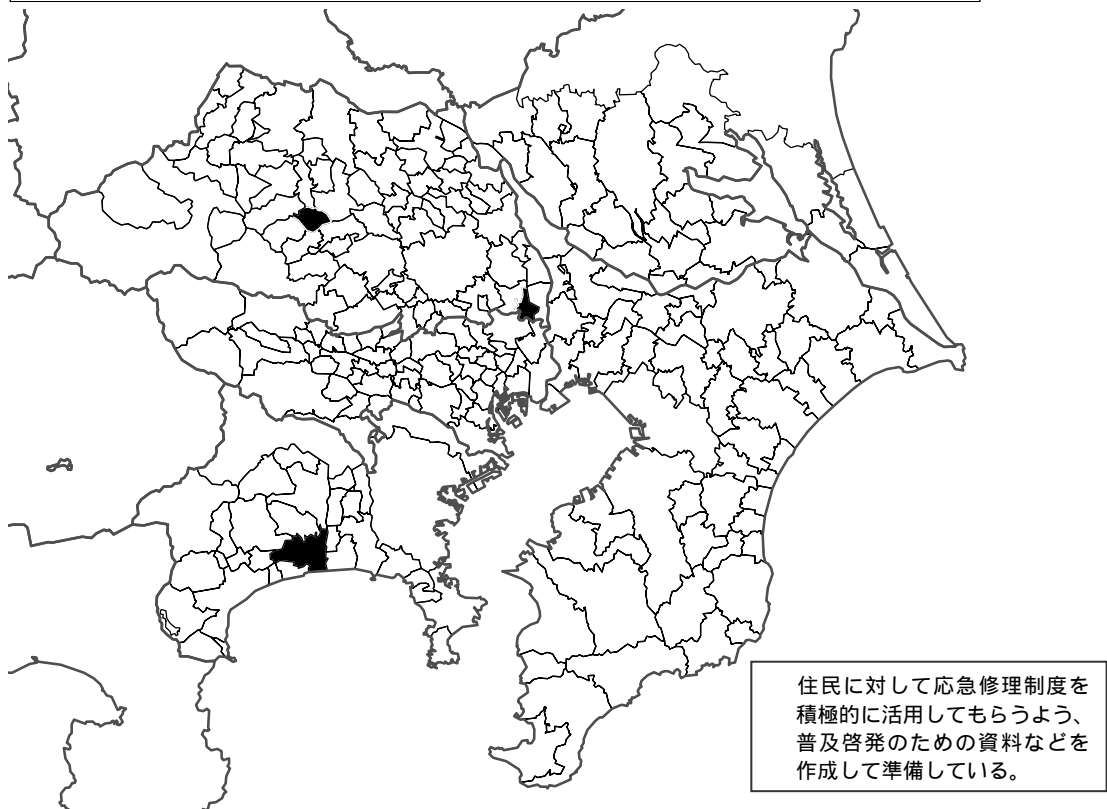
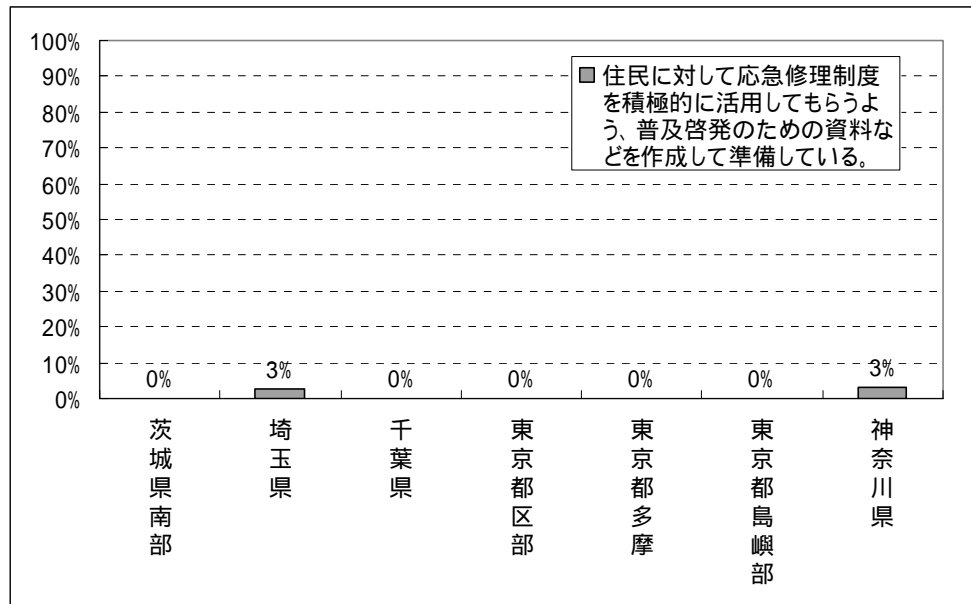


図 3 - 1 6 応急修理に関する取組み状況
～ 応急修理制度に関する住民への普及啓発資料の作成・準備～

応急修理のための人材確保の働きかけ

・地元の工務店などに応急修理のための人材確保を働きかけている市区町村の割合は、神奈川県で12%、茨城県南部で8%であり、その他では数%以下である。

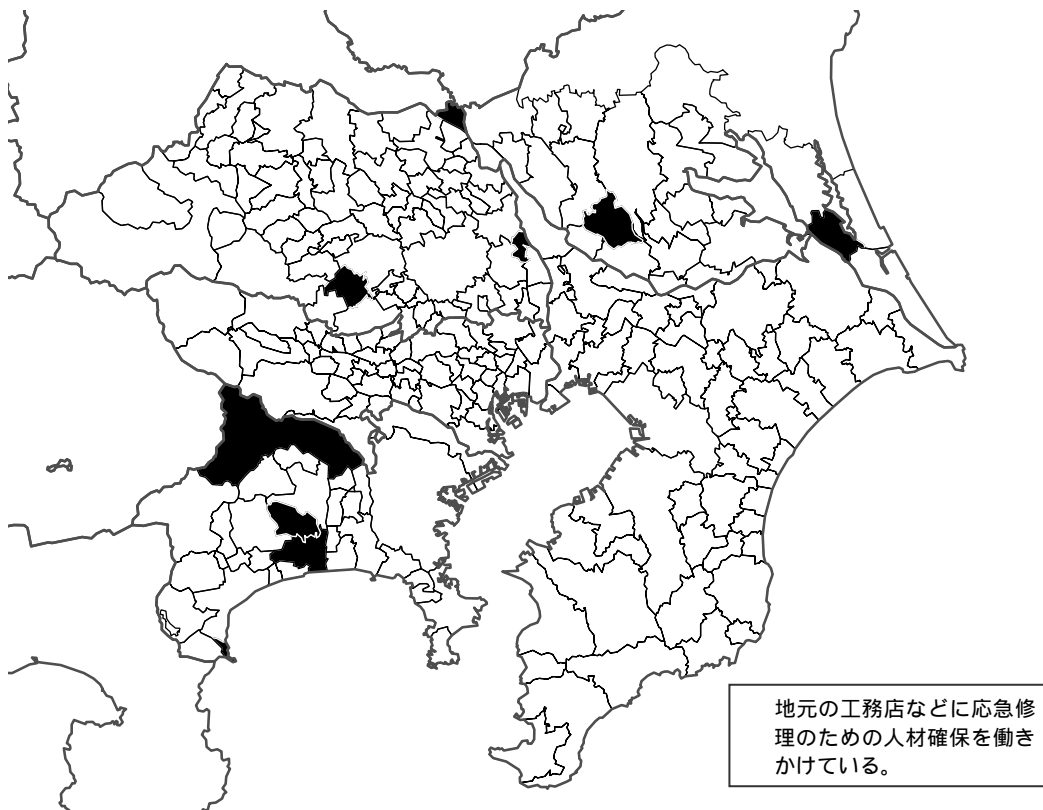
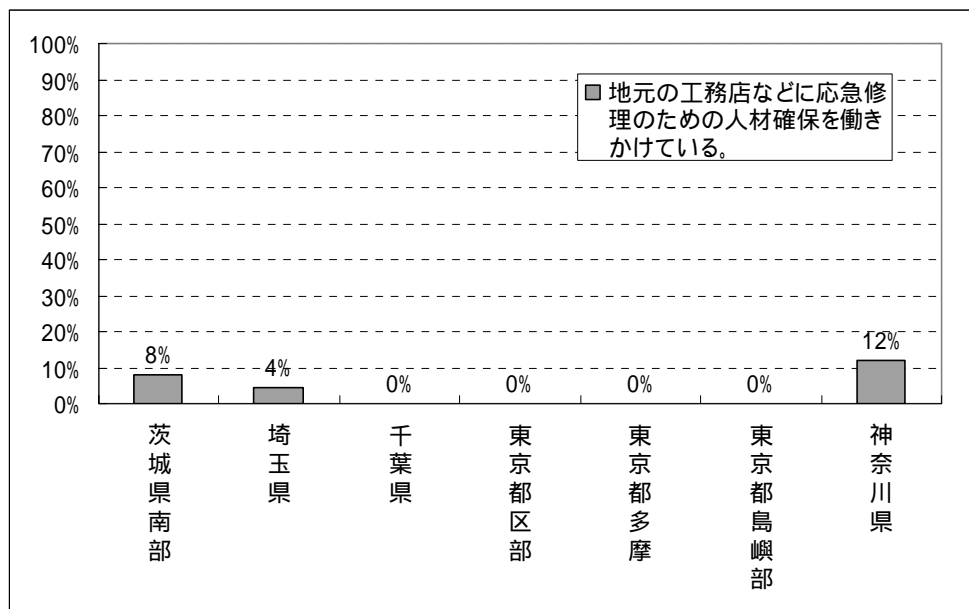


図 3-17 応急修理に関する取組み状況
～ 応急修理のための人材確保の働きかけ～

3.6 応急住宅の早期供給

3.6.1 公的な空き家・空き室の活用（公営住宅等）

（1）これまでの専門調査会で提示された課題

地域による供給量の過不足の発生

- ・ 統計調査によれば1都3県における公的住宅の空き家戸数は約19万戸と推定されるが、従前住宅の地域やその近隣地域で公営住宅等を確保できるかどうか懸念される。
- ・ 市区町村間あるいは都県間のミスマッチングが発生する可能性がある（災害時に実際に使える公営住宅等の空き家・空き室が不足し、広域的な調整が必要となる）。
- ・ 被災により利用できない住宅もあり、さらに供給量が減少する可能性がある。
- ・ 首都圏の住民は地方出身者も多いことから、全国規模での既存ストックを活用した被災者の受入体制の構築が課題である。

（2）市区町村照会結果から把握・確認した事項

7. 提供戸数

公営住宅等の空き状況や耐震性等を勘案し、実際の災害発生時における現段階でのおおよその提供可能戸数を教えて下さい。（なお、都県営住宅や都市機構住宅については別途把握することとします。）

住宅の種類	戸数	備考
市区町村営住宅 または (市町村の) 住宅供給公社住宅	(市区町村合計値) (戸)	
その他 ()	(市区町村合計値) (戸)	

*) 「約 百戸」といった概数の記入でも結構です。

公的な空き家・空き室の提供戸数

・公的な空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置づけている、あるいは計画・検討している自治体における提供可能戸数は、1都4県全体で約2,000戸(市区町村営住宅等約1,100戸、県営住宅(埼玉県135戸、千葉県620戸、神奈川県200戸))である。

(参考) 中央防災会議による東京湾北部地震(M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース)における応急住宅需要は1都3県合計で約162万世帯(=(風速15m/sの場合の建物被災が要因の都県別避難者数÷都県別の平均世帯人数)の1都3県合計)と想定される。

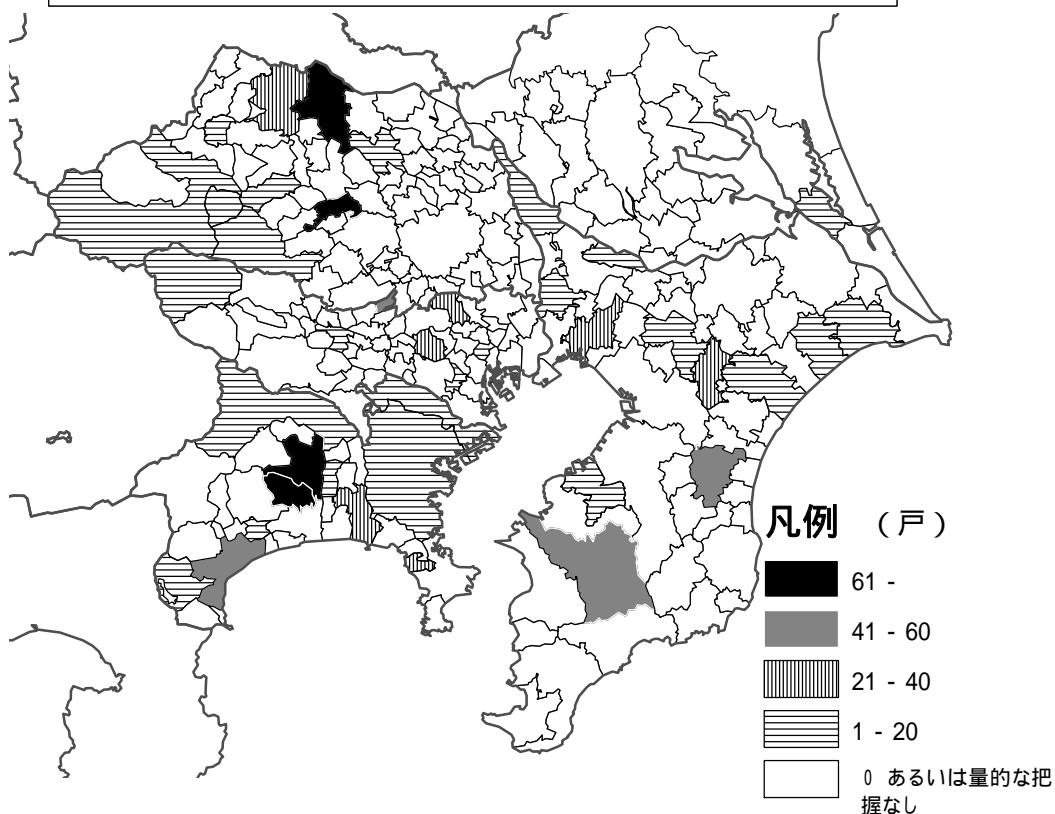
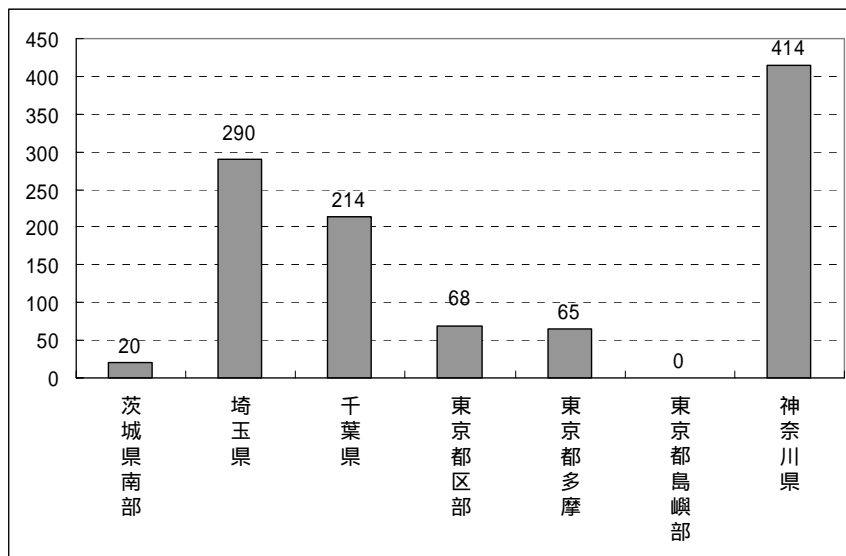


図 3-18 公的な空き家・空き室の提供可能戸数
(市区町村営住宅、住宅供給公社住宅及びその他)

公的な空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置づけている、あるいは計画・検討している自治体以外にも、今後検討予定あるいは現段階では検討していない自治体も回答対象としている。

上図は市区町村確保分の合計であるが、これ以外に都県確保分もある。

(都県営住宅または都県の住宅供給公社住宅の提供戸数は、埼玉県で135戸、千葉県で620戸、東京都は0戸[待機者が多いため空き家・空き室はない]、神奈川県は200戸[阪神・淡路大震災の予定戸数と同じ])

7. 計画の有無

発災時に被災を免れた公的な空き室を応急住宅として活用することについて、計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載していないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 公的住宅の空き室の活用は検討していない(今のところ予定もない)。

公的な空き家・空き室利用の地域防災計画への位置付け

・ 公的な空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で57%、神奈川県で52%、東京都多摩で50%であり、その他では3割以下である。

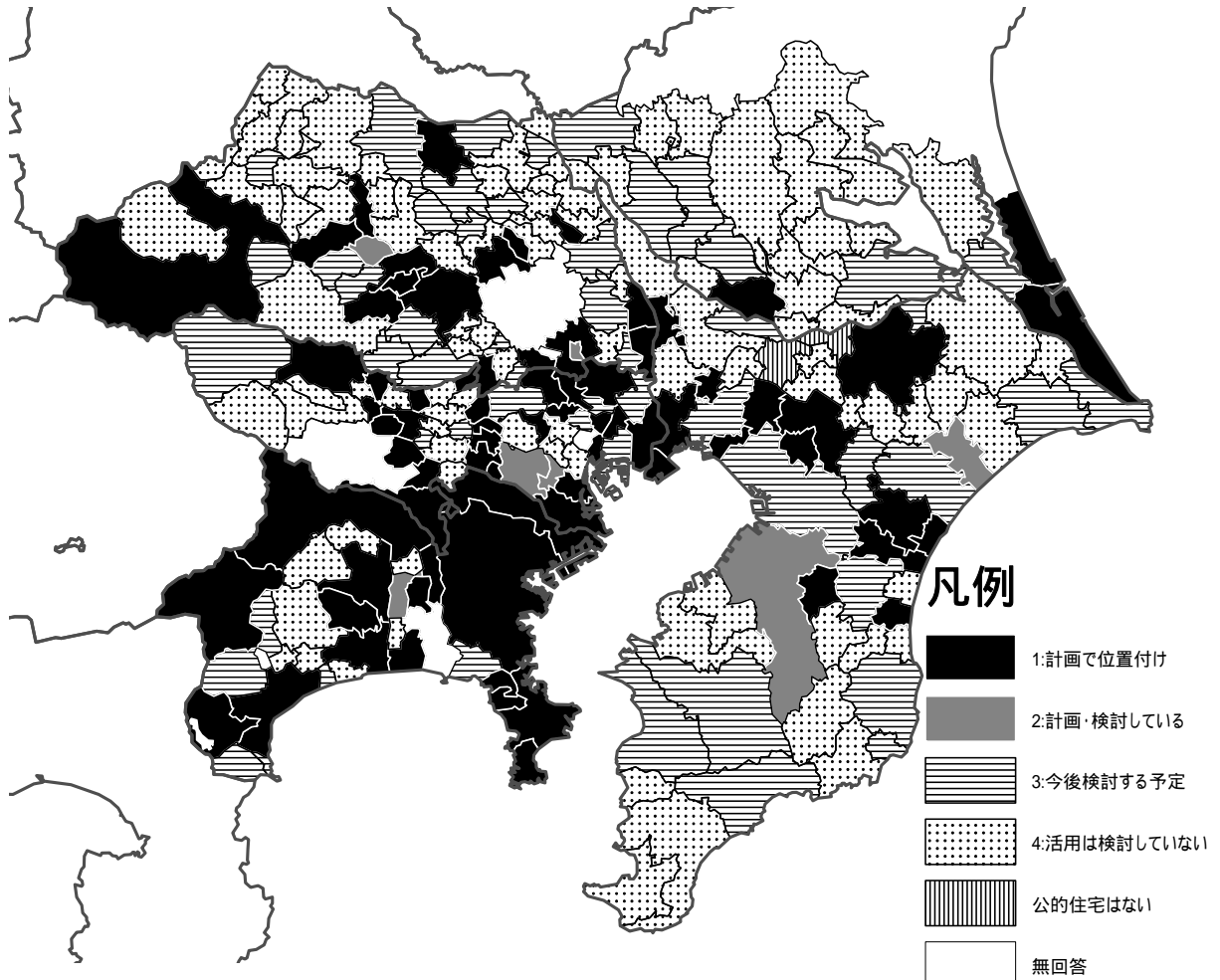
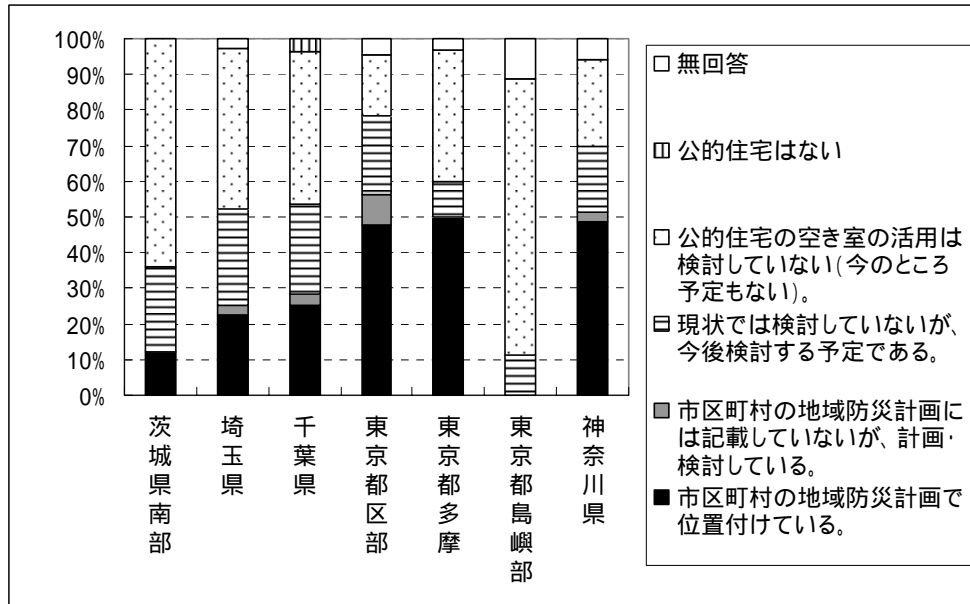


図 3-19 公的な空き家・空き室利用の地域防災計画への位置付け

- ・自由回答としては次のような課題等があげられている。

公的住宅の空き家・空き室が少ない

- ・区営住宅、区民住宅で、震災発生時、入居可能な空き家があれば、応急住宅として提供できるが、空き家については退去修繕が完了し入居可能となり次第、空き家待ち登録者の上位から順次、入居させているので、提供の見込みがない。区民住宅の長期空き家（入居者募集をしても応募がなく6ヶ月以上、空き家となっている）について提供が可能と考えるが、現在生じていない。
- ・公営住宅については、現状全く空きがない状況のため、今後その他の施設を利用することを検討する必要があると考えております。
- ・公営住宅の仮設住宅としての活用について地域防災計画には位置付けがあるが、実際には住宅に空きが無く、災害発生時に利用できない状況にある。
- ・入居率が100%のため、災害時に一時提供住宅としての利用が不可能である。

公的住宅の耐震性が低い

- ・市営住宅の約83%が昭和56年以前に建設された建物であるため、大規模地震発生時には使用できない可能性がある。
- ・多くの町営住宅が昭和56年以前建築であり、耐震調査も実施していないため、大規模災害があった場合、空き室があっても使用できるかわからない。
- ・市内にある公営住宅のほとんどが、昭和56年以前の建築であるため、新耐震基準を満たしてはいないと思われる。また、県営住宅の一部は、新耐震基準以降の建設であるが、多くの公営住宅が耐震補強の必要があると思われる。
- ・公的住宅の耐震化がなされていない。
- ・計画上、市営住宅の空き室等の活用について、記載しているが、当市市営住宅については、老朽化、耐震性等の問題があり、災害時での活用は困難
- ・公営住宅の耐震化

公的住宅の空き家・空き室提供等の仕組みづくり等

- ・災害時に住民から都県営住宅等の空き室への対応を早急に求められることは想像されるので、平時から円滑に対応できる仕組みづくりが求められる。
- ・具体的な運営マニュアルの作成（入居時、入居後）。入居期間。

3.6.2 民間の空き家・空き室の活用（民間賃貸住宅等）

（1）これまでの専門調査会で提示された課題

民間からの提供が進まず、供給量が不足する可能性がある。

- ・「公的な空き室の活用（公営住宅等）」に同じ
- ・例えば東京都では、（社）東京都宅地建物取引業協会等との協定を通じて、震災時に民間賃貸住宅を一時提供する制度を設けており、約1万3千（平成18年10月時点）の協力者（宅建業者・家主）が登録を行っている。提供戸数は概ね1万戸を目標としているが、それだけでは応急住宅の供給量が不足する可能性がある。また、発災時にどれだけこの制度が機能するかは未知数である。

（2）市区町村照会結果から把握・確認した事項

8. 計画の有無

発災時に被災を免れた民間住宅（民間賃貸アパート等）を応急住宅として活用することについて、計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載していないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 民間住宅の活用は検討していない（今のところ予定もない）。

民間の空き家・空き室活用の地域防災計画への位置付け

- ・民間の空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で 57%、神奈川県で 45%、東京都多摩で 37%、埼玉県で 30%、その他では 1 割以下である。

宅地建物取引業協会等との協定は一般に都県が行っており、市区町村は都県経由で民間の空き家・空き室の提供を受けることが可能である。ただし、そのことを認識している市区町村は非常に少ない。

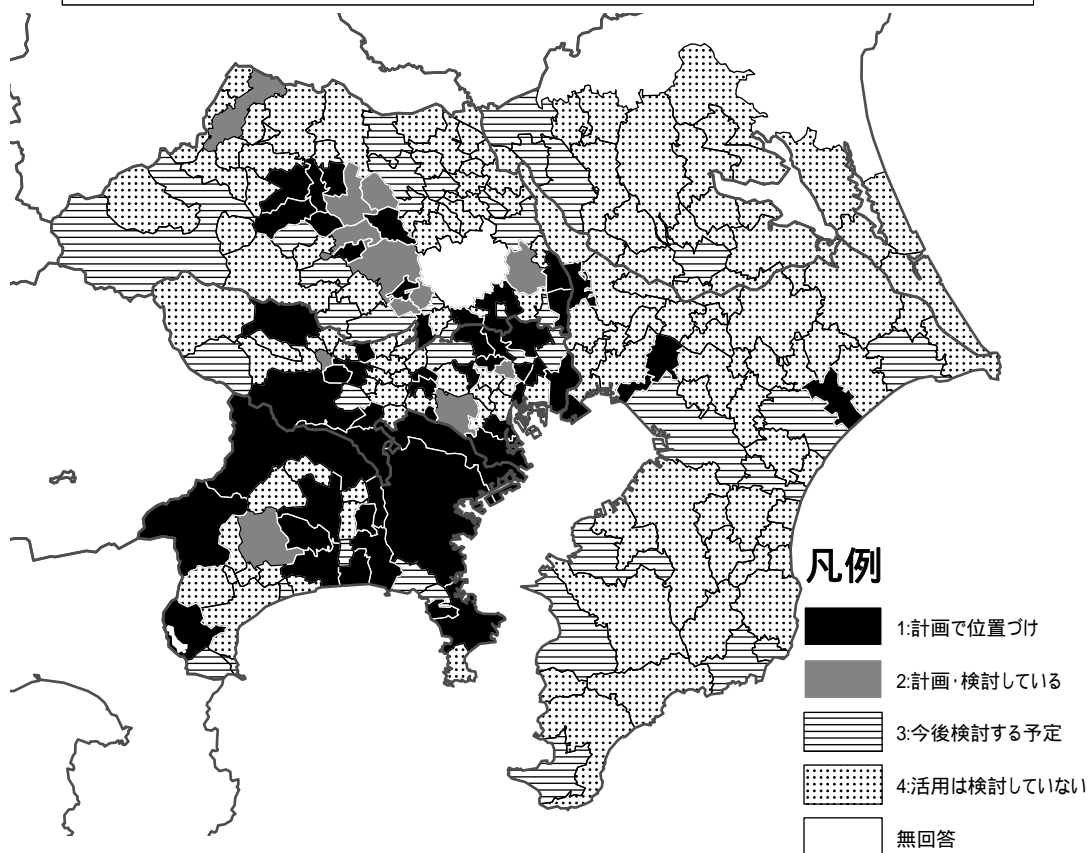
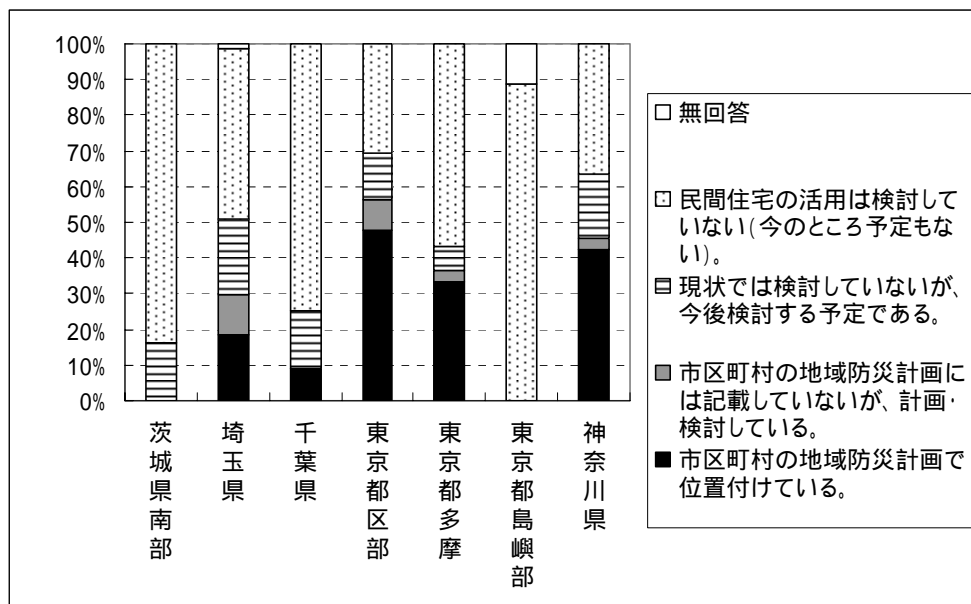


図 3-20 民間の空き家・空き室活用の地域防災計画への位置付け

民間の空き家・空き室活用に関する協定の締結状況

8. 民間の不動産等業界団体等との協定

民間住宅（民間賃貸アパート等）の応急住宅としての活用のため、不動産業界団体等と協定を結んでいますか。該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい。

	回答欄
1. 市区町村で不動産業界団体等と協定を結んでいる。	
2. 都県で不動産業界団体等と協定を結んでいる。	
3. 協定等は結んでいないが、不動産業界団体等と話している。	
4. 特に実施していない。	

表 3-4 民間の空き家・空き室活用に関する協定の締結状況

	市区町村で不動産業界団体等と協定を結んでいる。	都県で不動産業界団体等と協定を結んでいる。	協定等は結んでいないが、不動産業界団体等と話している。	特に実施していない。	無回答	回答対象自治体数
茨城県南部	0	0	0	0	0	0
埼玉県	14	2	1	6	0	21
千葉県	0	0	0	4	1	5
東京都区部	0	3	0	9	1	13
東京都多摩	0	1	0	10	0	11
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	2	0	12	1	15
1都4県の合計	14	8	1	41	3	65

民間の空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体が回答対象

複数回答であり、また、市区町村も都県も不動産業界団体等と協定を結んでいるケースがあるため、回答数の合計が回答対象自治体数を上回っている場合がある。

- ・自由回答としては次のような課題等があげられている。

民間賃貸住宅の空き状況が把握困難

- ・利用可能数が流動的であり、その把握が困難である。

民間賃貸住宅の計画的な応急住宅利用が困難

- ・民間賃貸住宅は、災害発生時点の空き状況による利用のため、市町村が事前に計画戸数として見込むことができない。

提供できる民間賃貸住宅の選定が困難

- ・民間賃貸住宅提供者の考え方もあり選定基準が難しい。

3.6.3 応急仮設住宅の早期提供

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- 建設用地が不足する可能性がある。
- ・ 応急仮設住宅の建設可能用地は、災害時には各種災害活動拠点や瓦礫の仮置き場等への利用が考えられ、応急仮設住宅の建設可能用地が需要に見合うだけ確保できないおそれがある。また、建設可能用地を十分に把握していない自治体もある。
 - ・ 供給量が不足する可能性がある。また、建設に時間を要する。
 - ・ 応急仮設住宅のストック量は限られており、さらに生産ラインの被災や原材料確保の遅れ等により、大量の建設には時間がかかる可能性がある。また、施工関係者(仮設住宅建設、ユニットハウスの組み立て)の確保や国内のみからの資材調達には限界がある。
 - ・ 複数都県に及ぶ応急仮設住宅供給の配分方法について、事前検討がされていない。応急住宅に係る施策別の供給量について、十分な検討がなされていない。
 - ・ 応急住宅の供給については、応急仮設住宅の建設、公的住宅や民間賃貸住宅等の既存ストックの活用、さらには民間や個人の責任にまかせる等、様々な施策がある。しかし、膨大な応急住宅需要に対して、応急住宅に係る施策別の供給量について、十分な検討がなされていない。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

6. 応急仮設住宅の設置用地

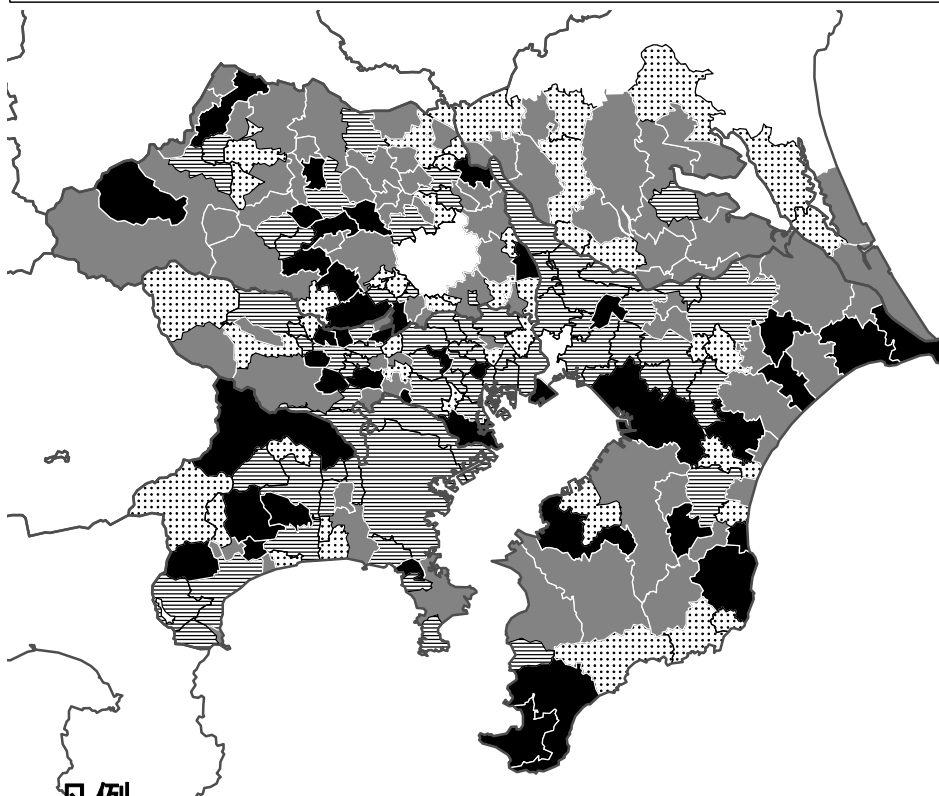
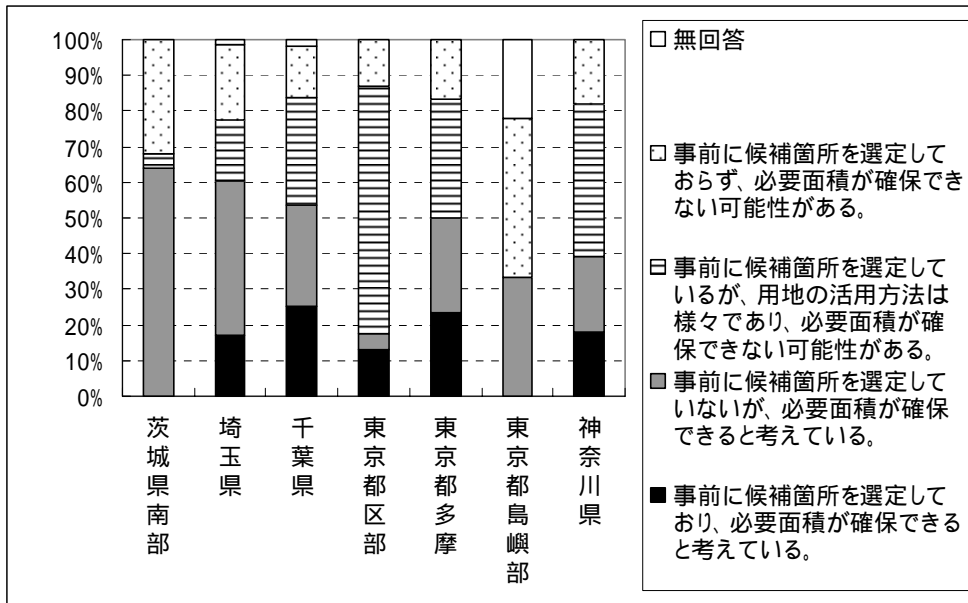
応急仮設住宅を設置する用地は確保されていますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 事前に候補箇所を選定しており、必要面積が確保できていると考えている。
2. 事前に候補箇所を選定しているが、用地の活用方法は様々であり、必要面積が確保できない可能性がある。
3. 事前に候補箇所を選定していないが、必要面積が確保できていると考えている。
4. 事前に候補箇所を選定しておらず、必要面積が確保できない可能性がある。

応急仮設住宅建設用地の確保

・事前の候補箇所選定の有無にかかわらず、必要面積が確保できていると考えている自治体は、埼玉県で 61%、千葉県で 54%、東京都多摩で 50%であるが、神奈川県では 39%、東京都区部では 17%である。



凡例

- 事前候補箇所を選定しており、必要面積が確保できている。
- 事前候補箇所を選定していないが、必要面積が確保できている。
- 事前候補箇所を選定しているが、用地の活用方法は様々であり、必要面積が確保できない可能性がある。
- 事前候補箇所を選定しておらず、必要面積が確保できない可能性がある。
- 無回答

図 3 - 2 1 応急仮設住宅建設用地の確保可能性

6. 応急仮設住宅の建設可能用地の箇所数及び面積

なお、応急仮設住宅建設用地に関する個別リスト(箇所ごとの場所名、面積)があれば添付下さい。

	データ	備考
箇所数	(市区町村合計値) (箇所)	
面積	(市区町村合計値) (m^2)	

*)「約 m^2 」といった概数の記入でも結構です。

応急仮設住宅建設可能用地

- ・応急仮設住宅の建設可能用地を把握していない自治体も多い。
- ・応急仮設住宅の建設可能用地について把握している市区町村においては、1都4県全体で約1,600ヘクタールであり、応急仮設住宅1戸あたり約80㎡(阪神・淡路大震災の実績)と仮定すると、約20万戸に相当する。

(参考) 中央防災会議による東京湾北部地震(M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース)における応急住宅需要は1都3県合計で約162万世帯(=(風速15m/sの場合の建物被災が要因の都県別避難者数÷都県別の平均世帯人数)の1都3県合計)と想定される。

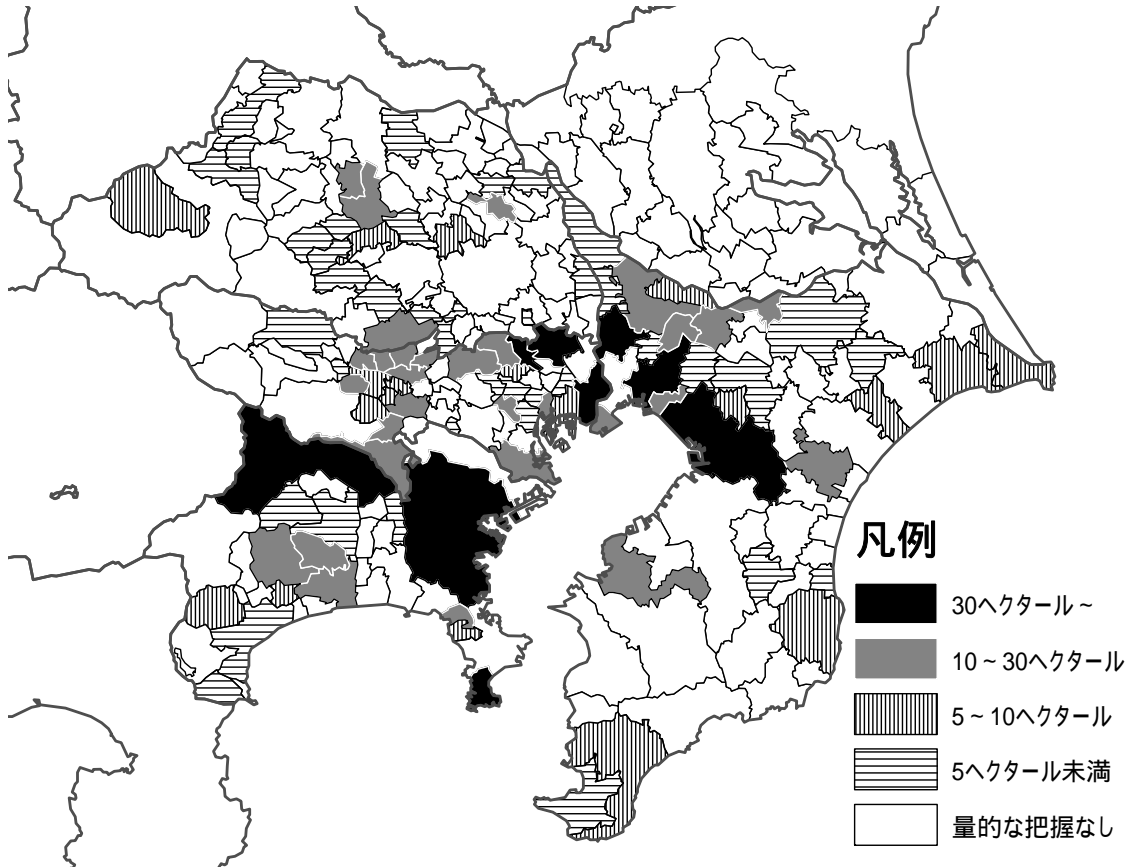
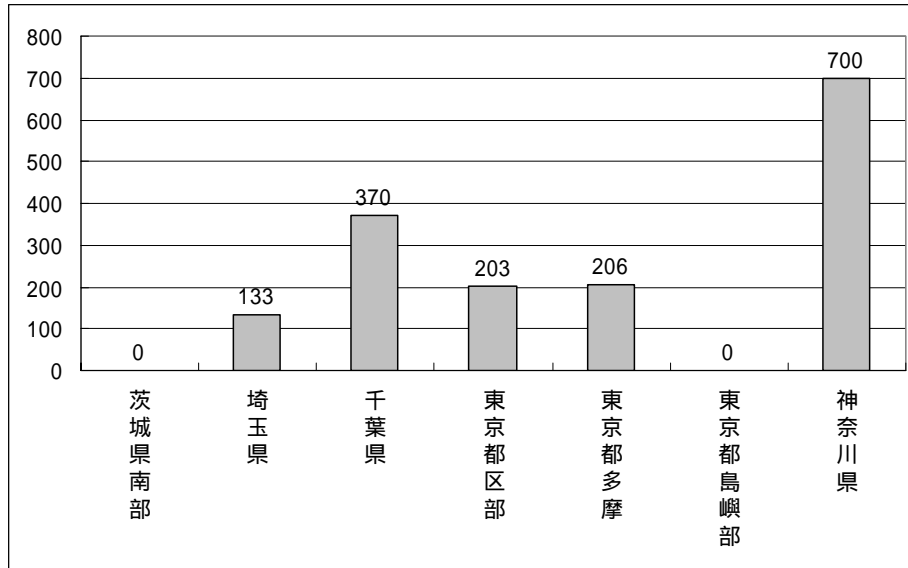


図 3-22 応急仮設住宅建設可能用地の面積(ヘクタール)
事前に応急仮設住宅の建設候補箇所を選定している自治体が回答対象

- ・一方で、これらの建設可能用地は、瓦礫の仮置場や他の用途等で利用する可能性があり、必ずしも応急仮設住宅の建設にのみ使用できるとは限らないことに留意する必要がある。
- ・都県と（社）プレハブ建築協会との間では、応急仮設住宅の建設に関する協定が結ばれており、首都圏が被災した場合に全国から被災地に供給できる応急仮設住宅の量は、1戸当たり 29.7 m²（2,3人世帯用の標準面積）換算で、1ヶ月以内に 8,800 戸、3ヶ月以内に 4万4千戸、6ヶ月以内に 12万2千戸とされている。

表 3-5 応急仮設住宅供給（建設）能力一覧表

平成 18 年度 平成 18 年 4 月現在
 応急仮設住宅 供給（建設）能力一覧表

建設要請受諾後の供給（建設）

単位：戸（29.7㎡）

ブロック	タイプ	1か月以内	3か月以内累計	6か月以内累計	ブロック一覧
北海道	組立	2,900	15,800	44,000	北海道
	ユニット	300	2,200	5,200	
	計	3,200	18,000	49,200	
東北	組立	4,900	24,300	84,400	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
	ユニット	600	3,500	12,000	
	計	5,500	27,800	96,400	
関東	組立	7,600	37,300	105,400	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県 東京都・千葉県・神奈川県 山梨県・長野県・新潟県
	ユニット	1,200	6,700	16,600	
	計	8,800	44,000	122,000	
中部	組立	6,000	27,500	86,400	富山県・石川県・福井県 岐阜県・静岡県・愛知県 三重県
	ユニット	800	4,000	13,000	
	計	6,800	31,500	99,400	
近畿	組立	6,700	31,500	94,200	滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県
	ユニット	700	3,100	11,000	
	計	7,400	34,600	105,200	
中国	組立	5,300	23,500	78,600	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
	ユニット	700	2,300	7,400	
	計	6,000	25,800	86,000	
四国	組立	5,000	19,900	67,400	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
	ユニット	700	2,000	6,200	
	計	5,700	21,900	73,600	
九州	組立	4,400	22,100	71,400	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
	ユニット	800	2,500	6,200	
	計	5,200	24,600	77,600	
沖縄	組立	1,700	10,600	23,000	沖縄県
	ユニット	400	1,600	3,400	
	計	2,100	12,200	26,400	

注1) 災害が発生した場合、全国からその被災地（ブロック）に対し、どのくらい供給（建設）できるかを示したものである。

注2) この一覧表は、災害が発生した場合、全国からその被災地（ブロック）に対し、どのくらい供給（建設）できるかを調べたものである。

注3) この一覧表に示す供給戸数は、一般地向・標準仕様（当協会仕様）により供給できる戸数である。

注4) 寒冷地型・多雪型など特別な仕様を必要とする地域については、別途供給戸数の検討を必要とする。

注) 上表の供給（建設）能力戸数には、常時平均在庫数を含む。

（「平成 18 年度災害対策業務関連資料集」（社）プレハブ建築協会）より）

6 . 応急仮設住宅の設置場所

応急仮設住宅はどのような場所に設置する予定ですか。該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい。

	回答欄
1. 避難所に指定されている施設の空きスペース(学校の運動場等)	
2. (広域)避難場所に指定されている空きスペース	
3. 避難所や(広域)避難場所に指定されていない公共の空きスペース(運動公園等)	
4. 住民等所有の土地(農地等)	
5. その他(具体的に：)	

応急仮設住宅の設置場所

・応急仮設住宅の設置場所としては、全体的には、避難所や広域避難場所に指定されていない公共の空きスペース(運動公園等)を考えている自治体が多く、次いで広域避難場所に指定されている空きスペースが多い。

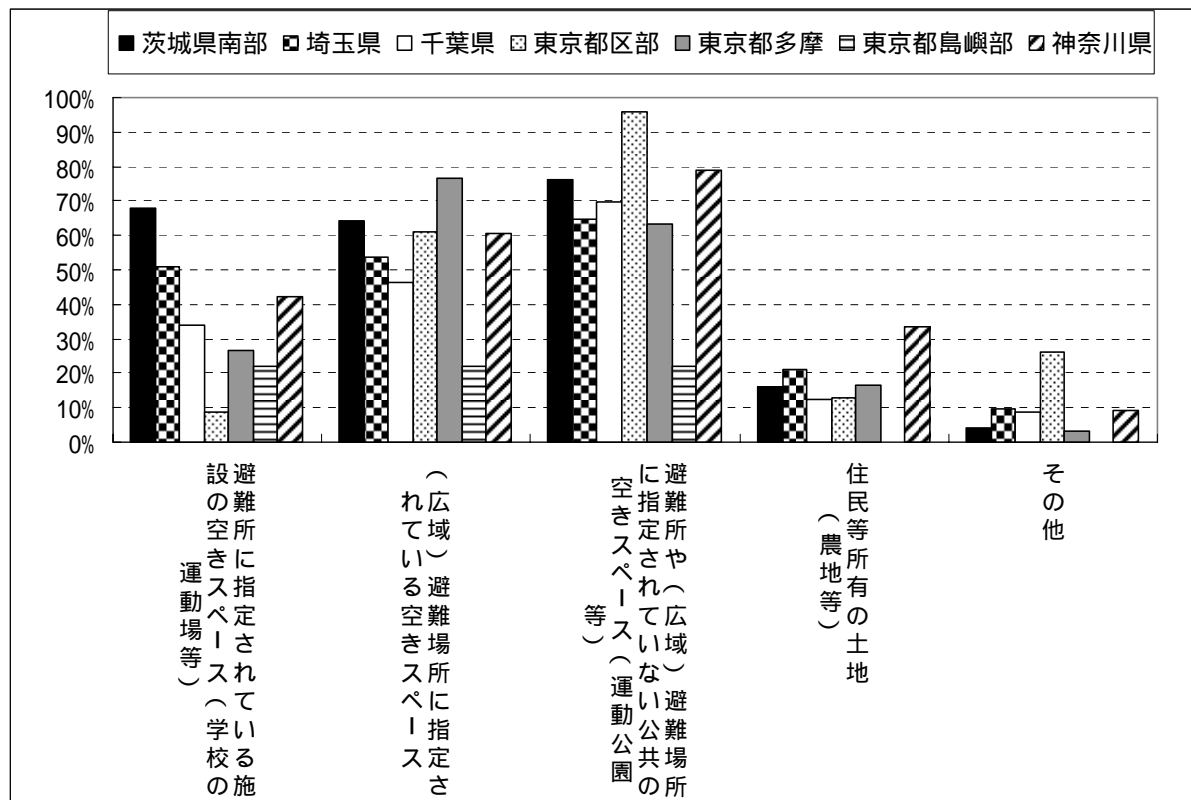


図 3-23 応急仮設住宅の設置場所

- ・自由回答としては次のような課題等があげられている。

建設可能用地が限定的

- ・ 応急仮設住宅建設用地として、広域避難場所、公園等を候補地としているが、区内には広いオープンスペースが少ないため、必要面積の確保が困難な状況である。
- ・ 長期設置となることから民地や学校用地に設置することは困難であり、市有地であるグラウンドは広さに限りがあると共にライフラインの整備が困難である。現在、予定地を決めていないため、今後予定地を定め対応策を講じることが課題である。
- ・ 小中学校のグラウンドを設置予定地としていたが、阪神・淡路大震災の教訓から、授業再開の妨げになるので、好ましくないとの報告書が提出され、見直し中である。

建設用地の確保調整

- ・ 防災協力農地制度の立ち上げを考えていますが、面積要件や相続が発生した場合の速やかな立ち退き、また、作物補償などを考えると、農家の協力が得られるかまだ未知の部分があり、その調整にはかなりの時間を要すものと考えています。

応急仮設住宅への入居の優先順位

- ・ 入居対象者は決めているが、優先などは決めていないので混乱しないか心配である。

応急仮設住宅の資材ストックの不足

- ・ 発注業者に資材ストックがない場合もある。また、代金が高額になるものと予想されるが、災害により、価格がより高騰することも考えられる。

応急仮設住宅入居者へのケア

- ・ 単身高齢世帯等への対応

応急仮設住宅建設の手続き

- ・ 応急住宅の建設は、災害救助法が適用後については、都が行うこととなり、建設予定地は定めているが、適用前、適用されない規模の場合等については、未定なものが多い。

その他

- ・ 応急（仮設）住宅が本当に必要か？当初は応急（仮設）住宅の希望をとると多数の希望者がいるだろうが、狭くそしてあまり程度が良くないであろう応急住宅を建築した後に長期で又は短期での入居がどれだけいいのか不安である。それよりも市営住宅やまた民間の不動産業者への斡旋などにお金を掛けたほうがよいのでは？

4. まとめ

4.1 避難所生活期

(全体のまとめ)

- ・ 都県単位では、一次避難所で全ての避難所生活者を収容することが可能である。
- ・ 一方で、震度6強の揺れを伴う東京都区部では、避難所の耐震化率を考慮した場合は都区部全体の広域避難を考慮しても約49万人の不足が発生し収容が困難となる(東京湾北部地震、M7.3、風速15m/s、冬18時、発災1日後)。耐震化率を考慮せず全ての避難所が利用可能と想定した場合でも、約44万人が収容困難となる。
- ・ 東京都区部では、区部内の施設を利用する場合には全ての避難者の収容は困難であり、多摩や近隣3県の避難所も利用する場合には全ての避難者を収容することが可能となる。

(方策別)

- ・ 従前住宅の利用促進は応急危険度判定士の確保次第であるが、現状では判定終了までに1ヶ月近く要する可能性がある(第4回専門調査会資料より)。また、判定士の移動手段や宿泊場所等のロジスティクスでの支障が懸念される。
- ・ 災害時相互支援協定等による被災者の被災地外への疎開等を検討している自治体は少ない。交通手段の確保等の課題もある。また、離れた場所への避難が敬遠される可能性もある。
- ・ 公的施設・民間施設の活用は、受入施設が限定的であり対象施設の拡大が求められる。
- ・ テントの活用も、計画等での位置付けが進んでいない。また、冬季等には使用できないものも多い。
- ・ 近隣地域の避難所利用では、収容能力が非常に高いものの、計画等での位置付けが進んでいない。避難先が遠くなる場合には、敬遠される可能性もある。

4.2 応急住宅生活期

(全体のまとめ)

- ・ 1都3県における応急住宅の需要は風速 15m/s (冬 18時発災) の場合で約 162 万世帯となる (東京湾北部地震、M7.3)。風速 3m/s (冬 5時発災) の場合は約 79 万世帯となる。
- ・ 民間賃貸住宅等を含む被災地域内の施設だけでは全ての応急住宅需要を満たすことは困難となる可能性がある。

(方策別)

- ・ 応急修理は、需要把握がされておらず、また、十分な人材を確保できない可能性がある。
- ・ 応急仮設住宅は、用地確保及び供給量確保の点で課題が多く、大幅な供給増は困難と考えられる。
- ・ 公営住宅は、空き室数が少ないことから、大幅な供給増は困難と考えられる。
- ・ 民間賃貸住宅 (近隣地域も含む) は、収容能力が非常に高く、民間賃貸住宅への収容は最も有望な方策である。ただし、民間賃貸住宅に空き家・空き室がある場合でも、市場に出ていない物件も多い。また、需給のミスマッチング (場所や費用等に関する提供者と被災者のニーズの違い) が生じる可能性もある。